

# 令和 2 年度

## 法務省 省庁別財務書類

### 〔留意事項〕

- ・ 本財務書類は、「省庁別財務書類の作成基準」に基づいて作成しております。
- ・ 省庁別財務書類は、各省庁における財務情報の提供等を目的として一般会計を各省庁単位で区分し、所管の特別会計を合算し、各省庁に資産や負債が帰属すると擬制するなどの一定の仮定に基づいて作成するものであり、各省庁が会計的に独立しているものではない点にご留意下さい。
- ・ 省庁別財務書類を充分理解して頂くため、「省庁別財務書類の作成基準」及び各省庁の所掌する業務内容等も併せてご覧下さい。

# 目次

## 法務省 省庁別財務書類（一般会計・特別会計）

貸借対照表	1
業務費用計算書	2
資産・負債差額増減計算書	3
区分別収支計算書	4
注記	6
附属明細書	1 2
参考情報	2 2
1. 法務省の所掌する業務の概要	2 2
2. 法務省の組織及び定員	2 2
3. 法務省における会計・独立行政法人等間の財政資金の流れ	2 3
4. 令和元年度歳入歳出決算の概要	2 3
5. 公債関連情報	2 4

## 法務省 省庁別連結財務書類

連結貸借対照表	2 6
連結業務費用計算書	2 7
連結資産・負債差額増減計算書	2 8
連結区分別収支計算書	2 9
注記	3 1
附属明細書	3 6

## 法務省 一般会計省庁別財務書類

貸借対照表	4 0
業務費用計算書	4 1
資産・負債差額増減計算書	4 2
区分別収支計算書	4 3
注記	4 5
附属明細書	5 1
参考情報	5 8
1. 法務省の所掌する業務の概要	5 8
2. 法務省の組織及び定員	5 8
3. 法務省における会計・独立行政法人等間の財政資金の流れ	5 9
4. 令和元年度一般会計の歳入歳出決算の概要	5 9
5. 公債関連情報	6 0

## 貸 借 対 照 表

( 単位 : 百万円 )

	前会計年度	本会計年度		前会計年度	本会計年度
	( 令和 2年 3月31日 )	( 令和 3年 3月31日 )		( 令和 2年 3月31日 )	( 令和 3年 3月31日 )
< 資産の部 >			< 負債の部 >		
現金・預金	1,174,005	1,323,584	未払金	14,063	11,697
たな卸資産	234	214	保管金等	1,141,185	1,291,000
未収金	5,459	5,595	賞与引当金	32,562	31,989
前払費用	24	23	退職給付引当金	463,809	456,391
その他の債権等	351	484	その他の債務等	365	369
貸倒引当金	△ 1,418	△ 1,408			
有形固定資産	1,453,493	1,497,703			
国有財産(公共用 財産を除く)	1,412,706	1,457,288			
土地	879,579	914,374			
立木竹	2,886	2,816			
建物	392,978	409,923			
工作物	110,874	117,332			
船舶	35	36			
建設仮勘定	26,351	12,804			
物品	18,272	18,989			
その他固定資産	22,514	21,425	負債合計	1,651,986	1,791,448
無形固定資産	14,271	16,601	< 資産・負債差額の部 >		
出資金	1,516	1,558	資産・負債差額	995,952	1,052,909
資産合計	2,647,938	2,844,357	負債及び資産・ 負債差額合計	2,647,938	2,844,357

## 業務費用計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 平成31年 4月 1日) (至 令和 2年 3月31日)	本会計年度 (自 令和 2年 4月 1日) (至 令和 3年 3月31日)
人件費	431,331	429,902
賞与引当金繰入額	32,562	31,989
退職給付引当金繰入額	32,451	31,780
検察業務費	6,071	5,188
矯正施設収容等業務費	43,330	44,153
保護観察等業務費	7,709	6,651
登記業務費	45,809	46,301
出入国管理等業務費	27,585	29,447
破壊的団体等調査業務費	2,487	2,472
補助金等	1,420	4,426
委託費等	32,404	32,742
独立行政法人運営費交付金	15,860	15,820
庁費等	69,506	71,824
その他の経費	5,688	3,894
減価償却費	43,256	44,204
貸倒引当金繰入額	13	4
支払利息	1,044	1,044
供託金利息	143	127
資産処分損益	△ 54	△ 1,241
本年度業務費用合計	798,625	800,735

## 資産・負債差額増減計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 平成31年 4月 1日) (至 令和 2年 3月31日)	本会計年度 (自 令和 2年 4月 1日) (至 令和 3年 3月31日)
I 前年度末資産・負債差額	906,913	995,952
II 本年度業務費用合計	△ 798,625	△ 800,735
III 財源	820,637	823,046
主管の財源	95,537	88,830
配賦財源	725,095	734,215
自己収入	3	0
IV 無償所管換等	36,045	△ 3,981
V 資産評価差額	30,981	38,628
VI 本年度末資産・負債差額	995,952	1,052,909

## 区分別収支計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 平成31年 4月 1日) (至 令和 2年 3月31日)	本会計年度 (自 令和 2年 4月 1日) (至 令和 3年 3月31日)
<b>I 業務収支</b>		
1 財源		
主管の収納済歳入額	96,441	92,439
配賦財源	725,095	734,215
自己収入	3	0
財源合計	821,541	826,655
2 業務支出		
(1)業務支出(施設整備支出を除く)		
人件費	△ 502,453	△ 501,665
検察業務費	△ 6,071	△ 5,188
矯正施設収容等業務費	△ 43,330	△ 44,153
保護観察等業務費	△ 7,709	△ 6,651
登記業務費	△ 45,809	△ 46,301
出入国管理等業務費	△ 27,585	△ 29,447
破壊的団体等調査業務費	△ 2,487	△ 2,472
補助金等	△ 1,420	△ 4,426
委託費等	△ 32,404	△ 32,742
独立行政法人運営費交付金	△ 15,860	△ 15,820
庁費等の支出	△ 81,648	△ 84,178
供託金利子	△ 143	△ 127
その他の支出	△ 7,081	△ 5,622
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 774,007	△ 778,798
(2)施設整備支出		
土地に係る支出	△ 59	-
立木竹に係る支出	△ 39	△ 28
建物に係る支出	△ 11,668	△ 19,441
工作物に係る支出	△ 12,536	△ 13,113
船舶に係る支出	-	△ 4
建設仮勘定に係る支出	△ 19,823	△ 11,863
施設整備支出合計	△ 44,127	△ 44,451
業務支出合計	△ 818,135	△ 823,249
業務収支	3,405	3,405
<b>II 財務収支</b>		
P F I 債務の返済による支出	△ 2,360	△ 2,360
利息の支払額	△ 1,044	△ 1,044

財務収支	△ 3,405	△ 3,405
本年度収支	-	-
翌年度歳入繰入	-	-
その他歳計外現金・預金本年度末残高	1,174,005	1,323,584
本年度末現金・預金残高	1,174,005	1,323,584

## 注 記

### 1 重要な会計方針

#### (1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

政策目的で保有しているため、個別法による原価法によっている。

#### (2) 減価償却の方法等

##### ① 有形固定資産

国有財産（公共用財産を除く）については、国有財産台帳の価格改定に適用される耐用年数に基づく定率法（平成19年4月1日以後に新築した建物は定額法）によっている。なお、残存価額まで到達している国有財産（公共用財産を除く）については、耐用年数を経過した翌会計年度から5年間で備忘価格1円まで均等償却を行っている。

物品（美術品を除く）については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数に基づく、残存価額を取得原価の10%とした定額法によっている。なお、残存価額まで到達している物品については、耐用年数を経過した翌会計年度から5年間で備忘価格1円まで均等償却を行っている。

その他固定資産については、国有財産台帳の価格改定に適用される耐用年数に基づく定率法（平成19年4月1日以降に新規取得したその他固定資産は定額法）によっている。

##### ② 無形固定資産

ソフトウェアについては、取得に要した費用を資産価額とし、利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

#### (3) 出資金の評価基準及び評価方法

##### ① 市場価格のないもの

出資金は、すべて「国有財産法」の規定により政府出資等として管理されている出資金であり、会計年度末における国有財産台帳価格（出資先の純資産額に出資割合を乗じた価額）によって評価している。

#### (4) 引当金の計上基準及び算定方法

##### ① 貸倒引当金

徴収停止等債権については全額、履行期限到来等債権については個別の債権ごとの回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上している。

##### ② 賞与引当金

6月支給分の期末手当及び勤勉手当の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分（期末手当及び勤勉手当の6月支給分の4/6）を計上している。

##### ③ 退職給付引当金

退職手当に係る退職給付引当金については、自己都合による期末要支給額を、次の計算方法により計上している。

- ・基本額 … 勤続年数別の職員数 × 平均給与 × 自己都合退職手当支給率
- ・調整額 … 「国家公務員退職手当法」第6条の4に定められた区分別の職員数 × 想定される調整月額単価 × 60ヶ月

国家公務員共済年金のうち、整理資源（昭和34年10月前の恩給公務員期間に係る給付分）に係る引当金については、将来給付見込額の割引現在価値を計上している。

「国家公務員災害補償法」に基づく補償のうち、遺族補償年金に係る引当金については、「支給率×平均給与（平均給与上昇率を考慮）×割引率」により算出し、遺族特別給付金（年金）に係る引当金については、「遺族補償年金に係る引当金の額×特別支給率」により算出した額を計上している。

#### (5) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

##### ① 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。



② 退職給付引当金の算定において用いる平均給与上昇率及び割引率について

- ・平均給与上昇率 : 2.3%  
(令和元年財政検証で用いられている長期的な賃金上昇率から算出)
- ・割引率 : 3.9%  
(令和元年財政検証で用いられている長期的な運用利回りから算出)

2 偶発債務

(1) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

(単位：百万円)

訴訟の略称	請求金額	事件番号	訴訟の概要
国家賠償請求訴訟	341	東京高裁 令和元年(ネ)第3124号 令和元年(ネ)第3931号	原告は再審において無罪判決を受けた者であるが、公訴提起等が違法であるとして損害賠償を請求するもの。 令和元年5月27日 東京地裁判決(一部敗訴)
国家賠償請求訴訟	100	大阪高裁 令和2年(ネ)第1593号 令和2年(ウ)第401号	原告は有罪判決を受けた者であるが、証拠改ざん、隠ぺいによって無実を立証することができなかったとして損害賠償を請求するもの。 令和2年6月16日 神戸地裁判決(全部勝訴)
国家賠償請求訴訟	145	大阪地裁 平成28年(ワ)第12395号	原告は再審において無罪判決を受けた者であるが、公訴提起等が違法であるとして損害賠償を請求するもの。
国家賠償請求訴訟	179	岡山地裁 平成30年(ワ)第407号	原告は無罪判決を受けた者であるが、公訴提起等が違法であるとして損害賠償を請求するもの。
国家賠償請求訴訟	100	大阪地裁 平成30年(ワ)第7877号 平成30年(モ)第1104号	原告らは懲役判決後に控訴し、控訴審において原判決破棄により罰金刑が確定した者であるが、公訴提起等が違法であるとして損害賠償を請求するもの。
国家賠償請求訴訟	250	最高裁 令和3年(行サ)第27号 令和3年(行ノ)第29号	原告は不起訴処分とされた者であるが、裁判を受ける権利を侵害され、責任能力を有しない者として扱われたことにより精神的苦痛を受けたとして損害賠償を請求するもの。 令和2年10月15日 大阪地裁判決(全部勝訴) 令和3年4月15日 大阪高裁判決(全部勝訴)
損害賠償請求訴訟	150	高松地裁 令和2年(ワ)第246号	原告は、高松地検宛て告訴した者であるが、調書を取ったにもかかわらず捜査をせず、告訴状を返戻されたことに対して、国家賠償を請求するもの。
損害賠償請求訴訟	123	大阪地裁 令和2年(ワ)第8186号	原告は、殺人及び現住建造物等放火罪で起訴された後、高裁で死刑判決を受け、差戻し控訴審で無罪となった者であるが、(警察や)検察に対して、通常要求される捜査を怠り、直接証拠がないまま、違法に公訴提起・維持をしたとして、損害賠償を求めるもの。

(注1) 訴訟の見込、結果にかかわらず、令和3年3月31日現在の請求金額を記載している。

(注2) 請求金額が1億円以上の件名を記載している。

4 翌年度以降支出予定額

(1) 歳出予算の繰越し

歳出予算の繰越しに係る翌年度の支出予定額 12,532 百万円

(2) 国庫債務負担行為

国庫債務負担行為による翌年度以降に係る支出予定額 260,034 百万円

5 追加情報

(1) 合算する特別会計

省庁別財務書類においては、以下の特別会計を合算している。

- ・東日本大震災復興特別会計(法務省所管分)

(2) 出納整理期間

出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

(3) 業務費用計算書における収益の計上

- ・「資産処分損益」において、物品の処分益 1,245 百万円が計上されている。

(4) 表示科目の説明

① 貸借対照表

ア 資産の部

- ・「現金・預金」には、現金及び日本銀行預金を計上している。
- ・「たな卸資産」には、重油等、刑務作業品等で払出しが行われていないものを計上している。
- ・「未収金」には、免許料及び手数料債権、損害賠償金債権、利息債権等を計上している。
- ・「前払費用」には、翌年度以降分の自賠責保険の前払保険料を計上している。
- ・「その他の債権等」には、財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定への前渡不動産を計上している。
- ・「貸倒引当金」には、未収金に対する貸倒見積額を計上している。
- ・「国有財産（公共用財産を除く）」には、建設仮勘定を除き、国有財産台帳価格を計上している。
- ・「土地」には、主に庁舎及び宿舍に係る用地を計上している。
- ・「立木竹」には、主に庁舎及び宿舍の敷地に植栽されている樹木を計上している。
- ・「建物」には、主に庁舎及び宿舍を計上している。
- ・「工作物」には、主に建物に付属する照明装置、冷暖房装置等を計上している。
- ・「船舶」には、船舶を計上している。
- ・「建設仮勘定」には、主に建設中の固定資産に係る支出（人件費や旅費など国有財産台帳等に計上されないことが明らかな支出を除く）を計上している。
- ・「物品」には、取得価格（見積価格）が 50 万円以上の物品（美術品については 300 万円以上）について、美術品を除く物品は取得価格（見積価格）から減価償却費相当額を控除した後の価額、美術品は取得価格（見積価格）で計上している。
- ・「その他固定資産」には、BOT方式による P F I 事業に関する建物等について、取得価額から減価償却費相当額を控除した後の価額で計上している。
- ・「無形固定資産」には、電話加入権等については取得価格、ソフトウェアについては取得に要した費用から減価償却費相当額を控除した後の価額で計上している。
- ・「出資金」には、国有財産として管理されている政府出資のうち、政策目的をもって保有しているものを計上している。

イ 負債の部

- ・「未払金」には、児童手当、公務災害補償費及び P F I 事業に係る未払額を計上している。
- ・「保管金等」には、供託金等として受け入れた見合いの額から法務省一般会計より支出した供託金（保証金）の年度末残高を差し引いた金額を計上している。
- ・「賞与引当金」には、6 月支給の期末手当・勤勉手当に係る本会計年度分を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、退職手当のほか、整理資源等に係る引当金を計上している。
- ・「その他の債務等」には、財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定への未渡不動産並びに復興庁所管の東日本大震災復興特別会計に異動した法務省職員に係る退職給付引当金残高の付け替え額を計上している。

② 業務費用計算書

- ・「人件費」には、決算書の用途別分類が「人件費」に該当するもののうち職員等に係るもの（職員の手当、非常勤職員の手当及び休職者の手当等）及び決算書の用途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金等として支出した額に、児童手当の未払金や退職手当、賞与及び国家公務員災害補償年金に関する引当金等の発生主義による調整を行ったものを計上

している。

- ・「賞与引当金繰入額」には、6月支給の期末手当及び勤勉手当の支給見込額のうち当該年度に帰属する部分を計上している。
  - ・「退職給付引当金繰入額」には、退職給付引当金への繰入額を計上している。
  - ・「検察業務費」には、検察庁において直接検察活動を行うために要した経費を計上している。
  - ・「矯正施設収容等業務費」には、刑事施設、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院に収容された者の衣食、医療、作業等に要した経費を計上している。
  - ・「保護観察等業務費」には、「更生保護法」及び「売春防止法」に基づき、保護観察に付された者に対する指導監督及び補導援護等に要した経費、並びに「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づく生活環境の調整・調査及び精神保健観察等の実施に要した経費を計上している。
  - ・「登記業務費」には、「不動産登記法」等に基づく登記の事務処理に要した経費を計上している。
  - ・「出入国管理等業務費」には、「出入国管理及び難民認定法」に基づき、出入国者の審査・難民の認定を行うとともに在留外国人の在留資格審査、被退去強制者の護送、収容、送還等を行うために要した経費を計上している。
  - ・「破壊的団体等調査業務費」には、「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づき、暴力主義的破壊活動を行う団体等の調査に要した経費を計上している。
  - ・「補助金等」には、決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等に該当する支出を計上している。
  - ・「委託費等」には、委託費、拠出金及び分担金を計上している。
  - ・「独立行政法人運営費交付金」には、日本司法支援センターに対する運営費交付金を計上している。
  - ・「庁費等」には、決算書の使途別分類が「物件費」及び「施設費」に該当するもののうち、他の科目で計上されていないものであって資産計上されていないものを計上している。
  - ・「その他の経費」には、決算書の使途別分類が「旅費」及び「その他」に該当するもの並びに単独の科目で表示するには金額の少ないもの等を計上している。
  - ・「減価償却費」には、有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却費を計上している。
  - ・「貸倒引当金繰入額」には、債権の貸倒れに伴う費用及び損失の見込額のうち、当該年度に係る額を計上している。
  - ・「支払利息」には、PFI事業に関して発生した利息を計上している。
  - ・「供託金利子」には、供託金利子の支出済歳出額を計上している。
  - ・「資産処分損益」には、有形固定資産及び無形固定資産等の売却、除却及び有償譲渡等の処分に伴い生じた損益を計上している。
- ③ 資産・負債差額増減計算書
- ・「前年度末資産・負債差額」には、前年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。
  - ・「本年度業務費用合計」には、業務費用計算書の「本年度業務費用合計」の額を計上している。
  - ・「主管の財源」には、当該年度に調査決定を行った徴収決定済額から物品売払収入及び法務省一般会計より支出した供託金（保証金）の返納額を除いた額を計上している。
  - ・「配賦財源」には、法務省所管の一般会計及び東日本大震災復興特別会計の歳入歳出決算上の支出済歳出額と収納済歳入額の差額を計上している。
  - ・「自己収入」には、法務省所管の東日本大震災復興特別会計の歳入の徴収決定済額を計上している。
  - ・「無償所管換等」には、省庁間又は会計間で行われた無償所管換（所属替）のほか、帳簿の誤謬訂正により生じた資産の増減、実測により生じた従来の国有財産台帳の価格との差額、計上漏れの把握により生じた差額等を計上している。
  - ・「資産評価差額」には、国有財産の台帳価格の改定に伴う評価差額を計上している。
  - ・「本年度末資産・負債差額」には、本年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。

#### ④ 区分別収支計算書

##### ア 業務収支

- ・「主管の収納済歳入額」には、法務省主管の歳入の収納済歳入額を計上している。
- ・「配賦財源」には、法務省所管の一般会計及び東日本大震災復興特別会計の歳入歳出決算上の支出済歳出額と収納済歳入額の差額を計上している。
- ・「自己収入」には、法務省所管の東日本大震災復興特別会計の歳入の徴収決定済額を計上している。
- ・「人件費」には、決算書の使途別分類が「人件費」に該当するもののうち職員等に係るもの（職員の手当、非常勤職員の手当及び休職者の手当等）及び決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金等として支出した額を計上している。
- ・「検察業務費」には、検察庁において直接検察活動を行うために要した経費を計上している。
- ・「矯正施設収容等業務費」には、刑事施設、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院に収容された者の衣食、医療、作業等に要した経費を計上している。
- ・「保護観察等業務費」には、「更生保護法」及び「売春防止法」に基づき、保護観察に付された者に対する指導監督及び補導援護等に要した経費、並びに「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づく生活環境の調整・調査及び精神保健観察等の実施に要した経費を計上している。
- ・「登記業務費」には、「不動産登記法」等に基づく登記の事務処理に要した経費を計上している。
- ・「出入国管理等業務費」には、「出入国管理及び難民認定法」に基づき、出入国者の審査・難民の認定を行うとともに在留外国人の在留資格審査、被退去強制者の護送、収容、送還等を行うために要した経費を計上している。
- ・「破壊的団体等調査業務費」には、「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づき、暴力主義的破壊活動を行う団体等の調査に要した経費を計上している。
- ・「補助金等」には、決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等に該当する支出を計上している。
- ・「委託費等」には、委託費、拠出金及び分担金を計上している。
- ・「独立行政法人運営費交付金」には、日本司法支援センターに対する運営費交付金を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、決算書の使途別分類が「物件費」及び「施設費」に該当する支出のうち、施設整備支出に計上されないもので他の科目で計上されていないものを計上している。
- ・「供託金利子」には、供託金利子の支出済歳出額を計上している。
- ・「その他の支出」には、「保証金」及び決算書の使途別分類が「旅費」及び「その他」に該当する支出並びに単独の科目で表示するには金額の少ないもの等を計上している。
- ・「土地に係る支出」には、前会計年度において、庁舎等の土地の取得に係る支出を計上している。
- ・「立木竹に係る支出」には、庁舎等の立木竹の取得に係る支出を計上している。
- ・「建物に係る支出」には、庁舎等の建物の取得に係る支出を計上している。
- ・「工作物に係る支出」には、庁舎等の工作物の取得に係る支出を計上している。
- ・「船舶に係る支出」には、船舶の取得に係る支出を計上している。
- ・「建設仮勘定に係る支出」には、主に会計年度末に未完成の工事等に係る前払金相当額を計上している。
- ・「業務収支」には、財源合計から業務支出合計を控除した額を計上している。

##### イ 財務収支

- ・「PFI債務の返済による支出」には、BOT方式及びBTO方式によるPFI事業に係る債務の返済支出を計上している。

・「利息の支払額」には、BOT方式によるPFI事業に係る支払利息の支出額を計上している。

ウ 本年度収支以下の区分

・「その他歳計外現金・預金本年度末残高」には、供託金、保管金等、一般会計において保有する歳計外の現金・預金を計上している。

・「本年度末現金・預金残高」には、「その他歳計外現金・預金本年度末残高」を計上している。計上額は、貸借対照表の現金・預金と一致する。

(5) その他省庁の財務内容を理解するために特に必要と考えられる情報

① 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。

② 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

③ 仮執行を免れるため立担保した供託金（保証金）について

法務省一般会計より支出した「民事訴訟法」第259条第3項及び第403条に基づき立担保した供託金（保証金）については、法務省内部の取引に該当するため供託金（保証金）見合の「保管金等」を相殺消去している。

④ 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づき、国が直轄により、又は国庫補助金等を交付して実施した汚染土壌等の除染等、放射性汚染廃棄物処理事業及び中間貯蔵施設検討・整備事業に要した費用に係る東京電力ホールディングス株式会社（平成27年度までは東京電力株式会社）に対する求償については、法務省においては、令和2年度末までに292百万円求償し、同額について既に支払いを受けている。

附属明細書

1 貸借対照表の内容に関する明細

(1) 会計別の資産及び負債の明細

(単位：百万円)

	一般会計	東日本大震災復興特別会計	相殺消去	合算合計
<資産の部>				
現金・預金	1,323,584	-	-	1,323,584
たな卸資産	214	-	-	214
未収金	5,595	-	-	5,595
前払費用	23	-	-	23
その他の債権等	484	230	△ 230	484
貸倒引当金	△ 1,408	-	-	△ 1,408
有形固定資産	1,497,703	0	-	1,497,703
国有財産（公共用財産を除く）	1,457,288	-	-	1,457,288
土地	914,374	-	-	914,374
立木竹	2,816	-	-	2,816
建物	409,923	-	-	409,923
工作物	117,332	-	-	117,332
船舶	36	-	-	36
建設仮勘定	12,804	-	-	12,804
物品	18,989	0	-	18,989
その他固定資産	21,425	-	-	21,425
無形固定資産	16,601	-	-	16,601
出資金	1,558	-	-	1,558
<b>資産合計</b>	<b>2,844,357</b>	<b>230</b>	<b>△ 230</b>	<b>2,844,357</b>
<負債の部>				
未払金	11,697	0	-	11,697
保管金等	1,291,000	-	-	1,291,000
賞与引当金	31,980	9	-	31,989
退職給付引当金	456,293	97	-	456,391
その他の債務等	600	-	△ 230	369
<b>負債合計</b>	<b>1,791,571</b>	<b>107</b>	<b>△ 230</b>	<b>1,791,448</b>
<資産・負債差額の部>				
資産・負債差額	1,052,786	122	-	1,052,909

(2) 資産項目の明細

① 現金・預金の明細

(単位：百万円)

内容	本年度末残高
現金	2,180
政府預金（日本銀行預金）	1,321,404
<b>合計</b>	<b>1,323,584</b>

② たな卸資産の明細

(単位：百万円)

種類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	たな卸資産評価損	評価差額	本年度末残高
重油等	143	1,469	1,487	-	-	124
刑務作業品	80	166	167	-	-	79
その他	10	-	-	-	-	10
合計	234	1,635	1,655	-	-	214

(注) 政策目的で保有しているため、個別法による原価法で計上している。

③ 未収金の明細

(単位：百万円)

内容	相手先	本年度末残高
公務員宿舍使用料債権	個人	0
物件使用料債権	個人	0
利息債権	個人等	439
免許料及び手数料債権	法人	3,393
費用弁償金債権	個人等	29
返納金債権	個人等	70
弁償金債権	法人	5
損害賠償金債権	個人等	1,465
刑務作業費債権	法人	0
延滞金債権	個人等	191
合計		5,595

④ その他の債権等の明細

(単位：百万円)

債権の種類	相手先	本年度末残高	債権の内容等
前渡不動産	財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定	484	財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定への前渡不動産
合計		484	

⑤ 貸倒引当金の明細

(単位：百万円)

区分	貸付金等の残高			貸倒引当金の残高			摘要
	前年度末残高	本年度増減額	本年度末残高	前年度末残高	本年度増減額	本年度末残高	
未収金	5,459	136	5,595	1,418	△ 9	1,408	徴収停止等債権については、全額を貸倒見積額として計上している。 履行期限到来等債権については、個別の債権ごとの回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上している。
徴収停止等債権	627	△ 12	614	627	△ 12	614	
履行期限到来等債権	4,831	149	4,980	790	2	793	
上記以外の債権	-	-	-	-	-	-	
合計	5,459	136	5,595	1,418	△ 9	1,408	

⑥ 固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額 (本年度発生分)	本年度末残高
(有形固定資産)						
国有財産(公共用財産を除く)	1,412,706	82,620	42,595	34,029	38,586	1,457,288
行政財産	1,403,182	79,859	39,835	34,029	37,911	1,447,088
土地	870,055	8,685	12,533	-	37,968	904,175
立木竹	2,886	45	59	-	△ 56	2,816
建物	392,978	35,236	1,517	16,773	-	409,923
工作物	110,874	24,024	314	17,251	-	117,332
船舶	35	4	0	4	-	36
建設仮勘定	26,351	11,863	25,410	-	-	12,804
普通財産	9,524	2,760	2,760	0	674	10,199
土地	9,524	2,760	2,760	-	674	10,198
建物	-	0	-	0	-	0
工作物	0	-	0	-	-	-
物品	18,272	6,406	394	5,294	-	18,989
物品(美術品を除く)	18,243	6,406	394	5,294	-	18,961
美術品	28	-	-	-	-	28
その他固定資産	22,514	-	0	1,088	-	21,425
小計	1,453,493	89,027	42,990	40,412	38,586	1,497,703
(無形固定資産)						
国有財産	0	-	-	-	△ 0	0
行政財産	0	-	-	-	△ 0	0
地上権等	0	-	-	-	△ 0	0
ソフトウェア	11,641	2,446	-	3,791	-	10,296
ソフトウェア仮勘定	2,163	4,568	893	-	-	5,838
電話加入権	466	0	0	-	-	466
小計	14,271	7,015	894	3,791	△ 0	16,601
合計	1,467,764	96,043	43,884	44,204	38,586	1,514,305

⑦ 出資金の明細

ア 出資金の増減の明細

(単位：百万円)

法人名等	前年度末残高	評価差額の 戻入	本年度増加額	本年度減少額	評価差額(本 年度発生分)	強制評価減	本年度末残高
日本司法支援センター	1,516	△ 1,165	-	-	1,207	-	1,558
合計	1,516	△ 1,165	-	-	1,207	-	1,558

イ 市場価格のない出資金の純資産額等の明細

(単位：百万円)

出資先	資産 (A)	負債 (B)	純資産額 (C=A-B)	資本金 (D)	国からの出 資累計額 (E)	出資割合 (F=E/D) %	純資産額に よる算出額 (G=C×F)	貸借対照表計 上額(国有財 産台帳価格)	使用財務諸表
日本司法支援センター	20,853	19,295	1,558	351	351	100.00%	1,558	1,558	法定財務諸表
合計	20,853	19,295	1,558	351	351	-	1,558	1,558	

(3) 負債項目の明細

① 未払金の明細

(単位：百万円)

内容	相手先	本年度末残高
児童手当	個人	553
公務災害補償費	個人	32
P F I 事業	法人	11,110
合計		11,697



② 保管金等の明細

(単位：百万円)

内容	相手先	本年度末残高
供託金	個人等	1,313,746
その他	個人等	9,838
小計		1,323,584
供託金（保証金）相殺消去	法務省一般会計	△ 32,584
合計		1,291,000

(注) 法務省一般会計から支出された供託金（保証金）に関しては、内部取引であるため相殺消去している。

③ 退職給付引当金の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度取崩額	本年度増加額	本年度末残高
退職手当に係る引当金	397,897	30,157	30,608	398,347
整理資源に係る引当金	63,589	8,832	1,006	55,763
国家公務員災害補償年金に係る引当金	2,322	213	170	2,280
合計	463,809	39,203	31,785	456,391

(注) 退職手当に係る引当金の本年度増加額30,608百万円のうち5百万円は、令和2年度において文部科学省所管の東日本大震災復興特別会計から職員が異動したことによる増加額である。退職手当に係る引当金の本年度取崩額30,157百万円のうち8百万円は、令和2年度において復興庁所管の東日本大震災復興特別会計に職員が異動したことによる減少額である。

④ その他の債務等の明細

(単位：百万円)

債務の種類	相手先	本年度末残高
未渡不動産	財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定	359
東日本大震災復興特別会計において計上している退職給付引当金のうち、法務省一般会計が負担する退職給付引当金相当額	東日本大震災復興特別会計	9
合計		369

## 2 業務費用計算書の内容に関する明細

### (1) 会計別の業務費用の明細

(単位：百万円)

	一般会計	東日本大震災復興特別会計	相殺消去	合算合計
人件費	429,722	179	-	429,902
賞与引当金繰入額	31,980	9	-	31,989
退職給付引当金繰入額	31,774	5	-	31,780
検察業務費	5,188	-	-	5,188
矯正施設収容等業務費	44,153	-	-	44,153
保護観察等業務費	6,651	-	-	6,651
登記業務費	46,189	112	-	46,301
出入国管理等業務費	29,447	-	-	29,447
破壊的団体等調査業務費	2,472	-	-	2,472
補助金等	4,426	-	-	4,426
委託費等	32,742	-	-	32,742
独立行政法人運営費交付金	15,247	573	-	15,820
庁費等	71,723	100	-	71,824
その他の経費	3,893	1	-	3,894
減価償却費	44,204	0	-	44,204
貸倒引当金繰入額	4	-	-	4
支払利息	1,044	-	-	1,044
供託金利子	127	-	-	127
資産処分損益	△ 1,241	-	-	△ 1,241
<b>本年度業務費用合計</b>	<b>799,752</b>	<b>983</b>	<b>-</b>	<b>800,735</b>

(注) 東日本大震災復興特別会計財務書類は表示科目を整理しており、東日本大震災復興特別会計で計上している庁費等のうち112百万円は、省庁別財務書類(一般会計・特別会計)では登記業務費である。また、東日本大震災復興特別会計で計上しているその他の経費のうち、0百万円は、省庁別財務書類(一般会計・特別会計)では登記業務費である。

### (2) 補助金等の明細

(単位：百万円)

名称	相手先	金額	支出目的
<補助金>			
更生保護事業費補助金	更生保護法人	563	「更生保護事業法」第58条の規定による更生保護事業の費用の補助金
人権啓発活動等補助金	人権教育啓発推進センター	42	人権啓発活動事業等のための補助金
社会保障・税番号制度システム整備費補助金	市区町村	2,863	社会保障・税番号制度の戸籍事務への導入に係るシステム整備のための補助金
特定技能試験実施費補助金	法人等	14	新型コロナウイルス感染症の影響の拡大により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生、特定技能外国人等が、技能試験を受験する際の金銭的負担を軽減するための補助金
<交付金>			
外国人技能実習機構交付金	外国人技能実習機構	39	「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」第96条の規定による外国人技能実習機構が行う業務に要する費用の交付金
外国人受入環境整備交付金	都道府県等	902	都道府県等における一元的相談窓口の設置・拡充又は運営に係る経費を支援する交付金
<b>合計</b>		<b>4,426</b>	

(3) 委託費等の明細

(単位：百万円)

名称	相手先	金額	支出目的
<委託費>			
国選弁護士確保業務等委託費	日本司法支援センター	16,832	国選弁護士確保業務等委託
国際仲裁活性化調査委託費	一般財団法人日本国際紛争解決センター	162	国際仲裁活性化調査委託
再犯防止等推進調査地方公共団体委託費	都道府県等	161	再犯防止等調査事業委託
人権啓発活動等委託費	都道府県等	1,332	人権啓発活動事業等委託
更生保護委託費	更生保護法人等	5,073	補導、食事付宿泊、宿泊等
登記事項証明書交付事務等委託費	日本郵便オフィスサポート(株)、テンブスタッフ(株)等	7,610	登記事項証明書交付事務等委託
中長期在留者住居地届出等事務委託費	市区町村	1,339	中長期在留者住居地届出等事務委託
被收容者帰国支援事業委託費	国際移住機関	22	被收容者の自発的な帰国支援等委託
<拠出金>			
政府開発援助国際連合薬物犯罪事務所拠出金	国際連合薬物犯罪事務所	118	国際機関に対する拠出金
国際連合開発計画拠出金	国際連合開発計画	30	国際機関に対する拠出金
<分担金>			
国際私法会議等分担金		59	国際私法会議規約等に基づく分担金
<b>合計</b>		<b>32,742</b>	

(4) 独立行政法人運営費交付金の明細

(単位：百万円)

相手先	金額	支出目的
日本司法支援センター	15,247	日本司法支援センターが行う業務の財源の一部に充てるための運営費交付金の交付
日本司法支援センター	573	地域経済活動の再生を図るため日本司法支援センターの行う東日本大震災に起因する法的紛争の解決に資する情報提供業務及び民事法律扶助業務の財源の一部に充てるための同センターに対する運営費交付金の交付
<b>合計</b>	<b>15,820</b>	

3 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) 会計別の資産・負債差額の増減の明細

(単位：百万円)

	一般会計	東日本大震災復興特別会計	相殺消去	合算合計
I 前年度末資産・負債差額	994,034	1,918	-	995,952
II 本年度業務費用合計	△ 799,752	△ 983	-	△ 800,735
III 財源	817,802	5,243	-	823,046
主管の財源	88,830	-	-	88,830
配賦財源	728,972	5,243	-	734,215
自己収入	-	0	-	0
IV 無償所管換等	2,074	△ 6,055	-	△ 3,981
V 資産評価差額	38,628	-	-	38,628
VI 本年度末資産・負債差額	1,052,786	122	-	1,052,909

## (2) 財源の明細

## ① 主管の財源の明細

(単位：百万円)

款	項	相手先	金額
回収金等収入	東日本大震災復興放射性物質汚染対策緊急除染等事業費回収金収入	東京電力ホールディングス株式会社	0
国有財産利用収入	国有財産貸付収入		916
国有財産利用収入	利子収入		19
諸収入	許可及手数料		48,086
諸収入	懲罰及没収金		35,849
諸収入	弁償及返納金		684
諸収入	矯正官署作業収入		2,799
諸収入	雑入		474
合計			88,830

## ② 特別会計の財源の明細

(単位：百万円)

特別会計	区分	財源の内容	金額
東日本大震災復興特別会計	自己収入	その他の財源	0
	合計		0

## (3) 無償所管換等の明細

(単位：百万円)

区分	相手先	金額	資産等の内容	所管換等の理由	備考
財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定への前渡不動産	財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定	132	その他の債権等	新施設の引渡しを受けていないが、旧施設を相手先に引き継いだものの増減	
	小計	132			
財産の無償所管換等(受)	財務省等	9,688	土地、立木竹、建物、工作物	所管換等による増	
	小計	9,688			
財産の無償所管換等(渡)	財務省等	△ 13,582	土地、立木竹、建物、工作物、退職給付引当金	所管換等による減	
	小計	△ 13,582			
実測と帳簿の差額		52	土地、立木竹、工作物	実測による増	
		△ 522	土地、立木竹、工作物	実測による減	
	小計	△ 470			
誤謬訂正等		522	土地、立木竹、建物、工作物、物品	誤謬訂正等による増	
		△ 273	土地、建物、工作物	誤謬訂正等による減	
	小計	249			
合計		△ 3,981			

## (4) 資産評価差額の明細

(単位：百万円)

区分	評価差額の戻入	本年度発生額	本年度増減額	評価差額の発生原因
有形固定資産				
国有財産(公共用財産を除く)	-	38,586	38,586	
行政財産	-	37,911	37,911	
土地	-	37,968	37,968	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
立木竹	-	△ 56	△ 56	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
普通財産	-	674	674	
土地	-	674	674	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
無形固定資産				
国有財産	-	△ 0	△ 0	
行政財産	-	△ 0	△ 0	
地上権等	-	△ 0	△ 0	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
出資金				
(市場価格のないもの)	△ 1,165	1,207	41	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
合計	△ 1,165	39,793	38,628	

4 区分別収支計算書の内容に関する明細

(1) 会計別の区分別収支の明細

(単位：百万円)

	一般会計	東日本大震災復興特別会計	相殺消去	合算合計
I 業務収支				
1 財源				
主管の収納済歳入額	92,439	-	-	92,439
配賦財源	728,972	5,243	-	734,215
自己収入	-	0	-	0
財源合計	821,411	5,243	-	826,655
2 業務支出				
(1)業務支出（施設整備支出を除く）				
人件費	△ 501,469	△ 196	-	△ 501,665
検察業務費	△ 5,188	-	-	△ 5,188
矯正施設収容等業務費	△ 44,153	-	-	△ 44,153
保護観察等業務費	△ 6,651	-	-	△ 6,651
登記業務費	△ 46,189	△ 112	-	△ 46,301
出入国管理等業務費	△ 29,447	-	-	△ 29,447
破壊的団体等調査業務費	△ 2,472	-	-	△ 2,472
補助金等	△ 4,426	-	-	△ 4,426
委託費等	△ 32,742	-	-	△ 32,742
独立行政法人運営費交付金	△ 15,247	△ 573	-	△ 15,820
庁費等の支出	△ 84,077	△ 100	-	△ 84,178
供託金利子	△ 127	-	-	△ 127
その他の支出	△ 5,621	△ 1	-	△ 5,622
業務支出（施設整備支出を除く）合計	△ 777,814	△ 983	-	△ 778,798
(2)施設整備支出				
立木竹に係る支出	△ 28	-	-	△ 28
建物に係る支出	△ 19,441	-	-	△ 19,441
工作物に係る支出	△ 13,113	-	-	△ 13,113
船舶に係る支出	△ 4	-	-	△ 4
建設仮勘定に係る支出	△ 7,603	△ 4,259	-	△ 11,863
施設整備支出合計	△ 40,191	△ 4,259	-	△ 44,451
業務支出合計	△ 818,005	△ 5,243	-	△ 823,249
業務収支	3,405	-	-	3,405
II 財務収支				
P F I 債務の返済による支出	△ 2,360	-	-	△ 2,360
利息の支払額	△ 1,044	-	-	△ 1,044
財務収支	△ 3,405	-	-	△ 3,405
本年度収支	-	-	-	-
翌年度歳入繰入	-	-	-	-
その他歳計外現金・預金本年度末残高	1,323,584	-	-	1,323,584
本年度末現金・預金残高	1,323,584	-	-	1,323,584

(注) 東日本大震災復興特別会計財務書類は表示科目を整理しており、東日本大震災復興特別会計で計上している庁費等の支出のうち112百万円は、省庁別財務書類（一般会計・特別会計）では登記業務費である。また、東日本大震災復興特別会計で計上しているその他の支出のうち、0百万円は、省庁別財務書類（一般会計・特別会計）では登記業務費である。

## (2) 財源の明細

### ① 主管の収納済歳入額の明細

(単位：百万円)

款	項	相手先	金額
回収金等収入	東日本大震災復興放射性物質汚染対策緊急除染等事業費回収金収入	東京電力ホールディングス株式会社	0
国有財産利用収入	国有財産貸付収入		916
国有財産利用収入	利子収入		1
諸収入	許可及手数料		47,943
諸収入	懲罰及没収金		35,849
諸収入	弁償及返納金		2,666
諸収入	矯正官署作業収入		2,800
諸収入	物品売払収入		1,795
諸収入	雑入		465
合計			92,439

### ② 特別会計の財源の明細

(単位：百万円)

特別会計	区分	財源の内容	金額
東日本大震災復興特別会計	自己収入	その他の収入	0
	合計		0

## (3) その他歳計外現金・預金の増減の明細

(単位：百万円)

内容	金額
前年度末残高	1,174,005
本年度受入	374,200
本年度払出	224,621
本年度末残高	1,323,584

参考情報

1 法務省の所掌する業務の概要

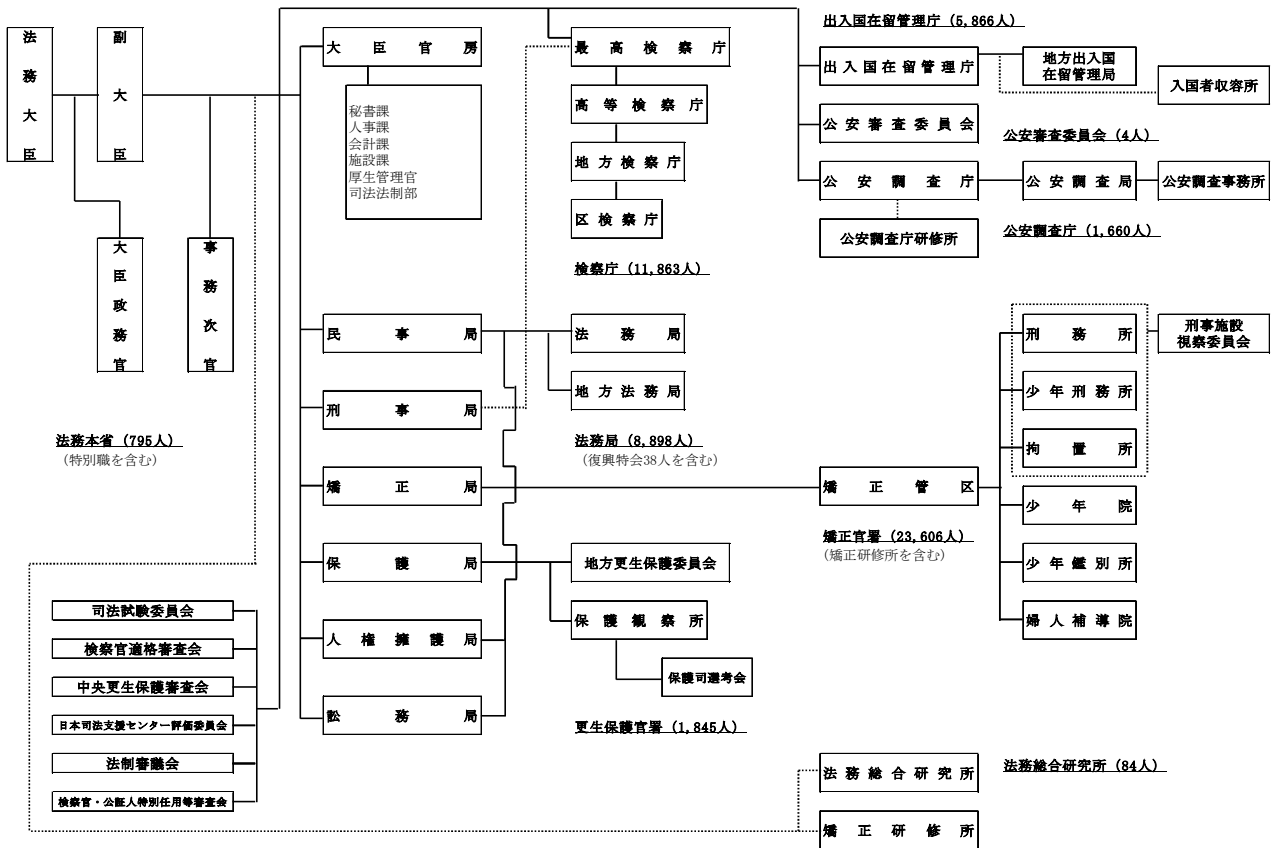
法務省は、日常生活における基本的なルール（基本法制）を定めるとともに、そのルールがきちんと守られるような司法の基本的な仕組みや、検察・矯正・更生保護という、犯罪を犯した人を処罰するとともにその社会復帰を援助するための制度、登記・公証のような権利の実現を助ける制度の運営に携わっている。

また、人権が尊重されるよう努めたり、外国人の出入国が適切に行われるようにすることも、法務省の仕事である。

(参考) 「法務省設置法」第3条

法務省は、基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、国民の権利擁護、国の利害に係る争訟の統一かつ適正な処理並びに出入国及び外国人の在留の公正な管理を図ることを任務とする。

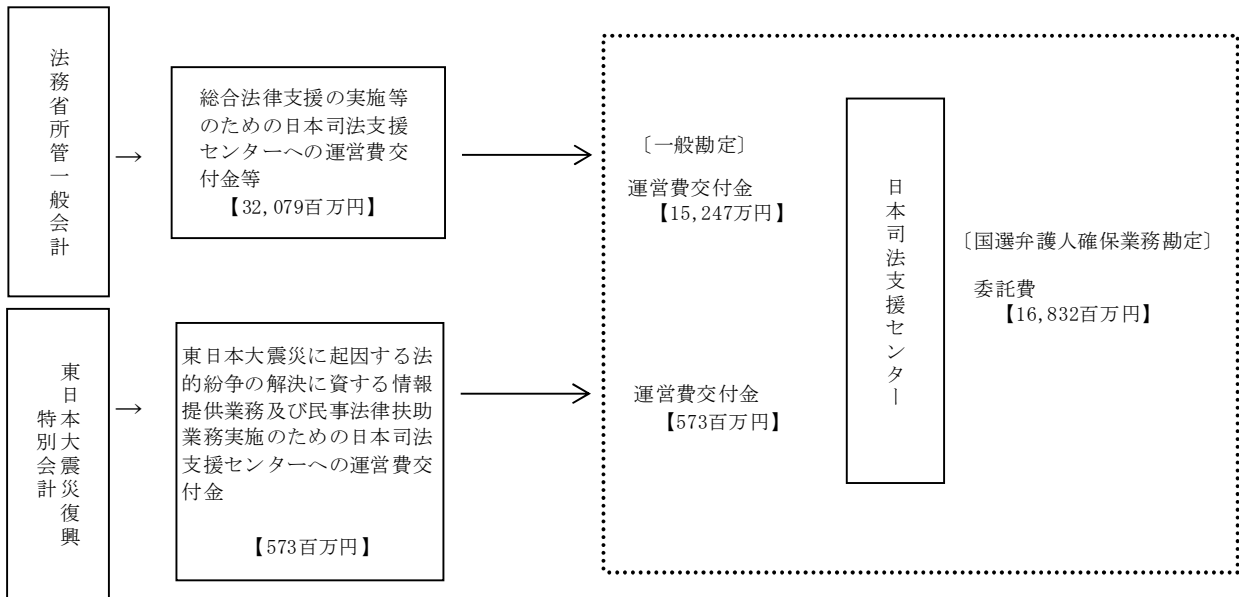
2 法務省の組織及び定員



※ ( ) 内の数字は、令和2年度末における予算定員である。



### 3 法務省における会計・独立行政法人等への間の財政資金の流れ



### 4 令和2年度歳入歳出決算の概要

#### (1) 一般会計の歳入歳出決算

##### 歳入決算

収納済歳入額	92,439 百万円
回収金等収入	0 百万円
国有財産利用収入	917 百万円
諸収入	91,521 百万円

##### 歳出決算

支出済歳出額	821,411 百万円
人件費	501,469 百万円
検察事務処理経費	5,188 百万円
矯正施設収容等経費	44,153 百万円
保護観察等経費	6,651 百万円
登記業務等経費	46,189 百万円
出入国管理等経費	29,447 百万円
破壊的団体等調査業務費	2,472 百万円
施設費	57,327 百万円
その他	128,512 百万円

(注) 百万円未満を切捨て。

#### (2) 東日本大震災復興特別会計の歳入歳出決算

##### 歳入決算

収納済歳入額	0 百万円
雑収入	0 百万円

##### 歳出決算

支出済歳出額	5,243 百万円
人件費	196 百万円
登記業務等経費	112 百万円
施設費	4,361 百万円
その他	573 百万円

(注) 百万円未満を切捨て。

## 5 公債関連情報

一般会計の公債の発行・管理は財務省の所掌する業務であるため、公債及び利払費等については財務省に計上されている。しかし、各省庁の業務実施の財源の一部は公債で調達されていることから、各省庁の負担と考えられる公債関連の計数を複数の仮定計算に基づき算定し、公債関連情報として開示している。仮定計算に基づく数字であるため、各省庁の省庁別財務書類に負債計上するものではない。

① 財務省において計上されている会計年度末の公債残高、当該年度に発行した公債残高（借換債を除く）及び当該年度の利払費は以下のとおりである。

・会計年度末の公債残高	<u>9,160,908 億円</u>
・当該年度に発行した公債額	<u>1,085,539 億円</u>
・当該年度の利払費	<u>58,005 億円</u>

② 財務省において計上されている①の計数を公債発行対象経費及び歳出決算額を基礎として各省庁に配分を行った場合、当省に配分される額は以下のとおりである。

・会計年度末の公債残高のうち当省配分額	<u>120,257 億円</u>
・当該年度に発行した公債額のうち当省配分額	<u>7,712 億円</u>
・当該年度の利払費のうち当省配分額	<u>785 億円</u>

令和 2 年度

法務省 省庁別連結財務書類

## 連 結 貸 借 対 照 表

( 単位 : 百万円 )

	前会計年度	本会計年度		前会計年度	本会計年度
	( 令和 2年 3月31日 )	( 令和 3年 3月31日 )		( 令和 2年 3月31日 )	( 令和 3年 3月31日 )
< 資産の部 >			< 負債の部 >		
現金・預金	1,182,514	1,333,633	未払金	20,573	18,055
たな卸資産	241	221	未払費用	7	6
未収金	6,834	6,995	リース債務	865	531
民事法律扶助立替金	30,123	29,275	保管金等	1,141,540	1,291,360
前払費用	154	156	前受金	155	136
破産更生債権等	10,866	10,879	賞与引当金	33,095	32,541
その他の債権等	351	484	退職給付引当金	466,866	459,668
貸倒引当金	△ 34,394	△ 33,511	その他の債務等	590	599
有形固定資産	1,454,304	1,498,347			
国有財産等 ( 公共 用財産を除く )	1,413,171	1,457,719			
土地	879,579	914,374			
立木竹	2,886	2,816			
建物	393,443	410,355			
工作物	110,874	117,332			
船舶	35	36			
建設仮勘定	26,351	12,804			
物品等	18,617	19,201			
その他固定資産	22,514	21,425	負債合計	1,663,693	1,802,898
無形固定資産	15,613	17,992	< 資産・負債差額の部 >		
その他の投資等	158	161	資産・負債差額	1,003,075	1,061,736
資産合計	2,666,769	2,864,635	負債及び資産・ 負債差額合計	2,666,769	2,864,635

## 連結業務費用計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 平成31年 4月 1日) (至 令和 2年 3月31日)	本会計年度 (自 令和 2年 4月 1日) (至 令和 3年 3月31日)
人件費	438,744	437,330
賞与引当金繰入額	33,095	32,541
退職給付引当金繰入額	32,806	32,147
検察業務費	6,071	5,188
矯正施設収容等業務費	43,330	44,153
保護観察等業務費	7,709	6,651
登記業務費	45,809	46,301
出入国管理等業務費	27,585	29,447
破壊的団体等調査業務費	2,487	2,472
日本司法支援センター業務費	20,865	20,528
補助金等	1,420	4,426
委託費等	15,495	15,910
庁費等	69,506	71,824
その他の経費	5,688	3,894
減価償却費	43,842	44,823
貸倒引当金繰入額	4,837	3,100
支払利息	1,062	1,056
供託金利息	143	127
資産処分損益	△ 54	△ 1,241
本年度業務費用合計	800,451	800,685

## 連結資産・負債差額増減計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 平成31年 4月 1日) (至 令和 2年 3月31日)	本会計年度 (自 令和 2年 4月 1日) (至 令和 3年 3月31日)
I 前年度末資産・負債差額	914,545	1,003,075
II 本年度業務費用合計	△ 800,451	△ 800,685
III 財源	822,480	824,741
主管の財源	95,537	88,830
配賦財源	725,095	734,215
自己収入	3	0
独立行政法人等収入	1,843	1,695
IV 無償所管換等	36,045	△ 3,981
V 資産評価差額	30,455	38,586
VI 本年度末資産・負債差額	1,003,075	1,061,736

## 連結区分別収支計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 平成31年 4月 1日) (至 令和 2年 3月31日)	本会計年度 (自 令和 2年 4月 1日) (至 令和 3年 3月31日)
I 業務収支		
1 財源		
主管の収納済歳入額	96,441	92,439
配賦財源	725,095	734,215
自己収入	3	0
独立行政法人等収入	12,963	12,983
前年度剰余金等受入	7,768	8,508
財源合計	842,272	848,146
2 業務支出		
(1)業務支出(施設整備支出を除く)		
人件費	△ 510,608	△ 509,732
検察業務費	△ 6,071	△ 5,188
矯正施設収容等業務費	△ 43,330	△ 44,153
保護観察等業務費	△ 7,709	△ 6,651
登記業務費	△ 45,809	△ 46,301
出入国管理等業務費	△ 27,585	△ 29,447
破壊的団体等調査業務費	△ 2,487	△ 2,472
日本司法支援センター業務費	△ 36,341	△ 34,986
補助金等	△ 1,420	△ 4,426
委託費等	△ 15,495	△ 15,910
庁費等の支出	△ 81,648	△ 84,178
供託金利息	△ 143	△ 127
その他の支出	△ 7,081	△ 5,622
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 785,735	△ 789,199
(2)施設整備支出		
土地に係る支出	△ 59	-
立木竹に係る支出	△ 39	△ 28
建物に係る支出	△ 11,668	△ 19,441
工作物に係る支出	△ 12,536	△ 13,113
船舶に係る支出	-	△ 4
建設仮勘定に係る支出	△ 19,823	△ 11,863
独立行政法人等における固定資産取得支出	△ 159	△ 697
施設整備支出合計	△ 44,287	△ 45,148
業務支出合計	△ 830,022	△ 834,348
業務収支	12,249	13,798

II 財務収支

リース債務の返済による支出	△ 318	△ 333
P F I 債務の返済による支出	△ 2,360	△ 2,360
利息の支払額	△ 1,062	△ 1,056
財務収支	△ 3,741	△ 3,750
本年度収支	8,508	10,048
翌年度歳入繰入等	8,508	10,048
収支に関する換算差額	△ 0	-
その他歳計外現金・預金本年度末残高	1,174,005	1,323,584
本年度末現金・預金残高	1,182,514	1,333,633



## 注 記

### 1 連結を行った独立行政法人等の名称及び出資割合等

独立行政法人等の名称	出資額 (百万円)	出資割合	子会社数
日本司法支援センター	351	100.0%	-

(注1) 名称、出資額、出資割合及び子会社数は令和3年3月31日時点によっている。

### 2 出納整理期間における現金の受払いの修正

国の会計においては出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としているが、連結対象法人では出納整理期間が設けられていない。このため、連結に際しては、国の会計年度に合わせて、連結対象法人においても、本会計年度末に国の会計との出納整理期間中の受払等は終了したものとして修正を行っている。

### 3 連結対象法人特有の会計処理の修正の内容

連結対象法人においては、企業会計原則に対して必要な修正をした上で、それぞれの特性を反映した財務諸表を作成している。省庁別連結財務書類の作成に際して、国の会計と連結対象法人との会計処理の統一は行っていないが、以下に記載した連結対象法人の特有の会計処理については、修正を行っている。

#### (1) 運営費交付金等

連結対象法人において貸借対照表に計上されている運営費交付金債務、預り寄附金、資産見返運営費交付金、資産見返物品受贈額は、財源等に振替処理を行っている。

#### (2) 退職給付引当金見返及び賞与引当金見返

「独立行政法人会計基準」等に基づき資産に計上されている退職給付引当金見返及び賞与引当金見返並びに当該年度に計上した退職給付引当金見返及び賞与引当金見返に係る収益については、取り消している。

### 4 省庁別財務書類と連結対象法人の会計処理の重要な相違

#### (1) 退職給付引当金

省庁別財務書類においては退職手当に係る退職給付引当金として期末自己都合要支給額を計上しているが、日本司法支援センターにおいては期末における退職給付債務の見込額に基づき退職給付引当金を計上している。

### 5 追加情報

#### (1) 表示科目の内容

##### ① 連結貸借対照表

##### ア 資産の部

- ・「現金・預金」には、法務省及び日本司法支援センターの現金・預金の残高を計上している。
- ・「たな卸資産」には、法務省のたな卸資産及び日本司法支援センターの貯蔵品を計上している。
- ・「未収金」には、法務省及び日本司法支援センターの未収金を計上している。
- ・「民事法律扶助立替金」には、日本司法支援センターにおける「総合法律支援法」第30条第1項第2号の規定による立替金のうち破産更生債権等以外のものを計上している。
- ・「前払費用」には、法務省及び日本司法支援センターの前払費用を計上している。
- ・「破産更生債権等」には、日本司法支援センターの破産更生債権等を計上している。
- ・「その他の債権等」には、独立の科目で表示しているもの以外の債権等を計上している。
- ・「貸倒引当金」には、民事法律扶助立替金等に対する貸倒見積額を計上している。
- ・「国有財産等（公共用財産を除く）」には、国有財産及び日本司法支援センターの有形固定資産の

うち、公共用財産及び物品等以外を計上している。

- ・「土地」には、法務省が保有する土地を計上している。
- ・「立木竹」には、法務省が保有する立木竹を計上している。
- ・「建物」には、法務省が保有する建物のほか、日本司法支援センターが保有する建物を計上している。
- ・「工作物」には、法務省が保有する工作物を計上している。
- ・「船舶」には、法務省が保有する船舶を計上している。
- ・「建設仮勘定」には、法務省における建設仮勘定を計上している。
- ・「物品等」には、法務省が保有する物品のほか、日本司法支援センターの工具器具備品等を計上している。
- ・「その他固定資産」には、法務省一般会計におけるBOT方式によるPFI事業に関する建物等について、取得価額から減価償却費相当額を控除した後の価額で計上している。
- ・「無形固定資産」には、法務省が保有するソフトウェア等のほか、日本司法支援センターのソフトウェア等を計上している。
- ・「その他の投資等」には、日本司法支援センターが差し入れている敷金、保証金を計上している。

#### イ 負債の部

- ・「未払金」には、法務省及び日本司法支援センターの未払金を計上している。
- ・「未払費用」には、日本司法支援センターの未払費用を計上している。
- ・「リース債務」には、日本司法支援センターのリース債務を計上している。
- ・「保管金等」には、法務省が供託金等として受け入れた見合いの額から法務省一般会計より支出した供託金（保証金）の年度末残高を差し引いた金額及び日本司法支援センターが保管している保管金等を計上している。
- ・「前受金」には、日本司法支援センターの前受金を計上している。
- ・「賞与引当金」には、会計年度末以降の賞与支給見込額に基づき、会計年度末までの期間に対応する金額を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、退職手当等に係る引当金を計上している。
- ・「その他の債務等」には、独立の科目で表示している債務以外の債務等を計上している。

#### ② 連結業務費用計算書

- ・「人件費」には、法務省における人件費のほか日本司法支援センターにおいて人件費に該当するものを計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、法務省及び日本司法支援センターの賞与引当金繰入額を計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、法務省及び日本司法支援センターの退職給付引当金への繰入額を計上している。
- ・「検察業務費」には、検察庁において直接検察活動を行うために要した経費を計上している。
- ・「矯正施設収容等業務費」には刑事施設、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院に収容された者の衣食、医療、作業等に要した経費を計上している。
- ・「保護観察等業務費」には、「更生保護法」及び「売春防止法」に基づき、保護観察に付された者に対する指導監督及び補導援護等に要した経費、並びに「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づく生活環境の調整・調査及び精神保健観察等の実施に要した経費を計上している。
- ・「登記業務費」には、「不動産登記法」等に基づく登記の事務処理に要した経費を計上している。
- ・「出入国管理等業務費」には、「出入国管理及び難民認定法」に基づき、出入国者の審査・難民の認定を行うとともに在留外国人の在留資格審査、被退去強制者の護送、収容、送還等を行うために要した経費を計上している。
- ・「破壊的団体等調査業務費」には、「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づき、暴力主義的破壊活動を行う団体等の調査に要した経費を計上している。

- ・「日本司法支援センター業務費」には、日本司法支援センターにおいて総合法律支援に関する事業を行うために要した費用を計上している。
- ・「補助金等」には、法務省の補助金等を計上している。
- ・「委託費等」には、法務省の委託費等を計上している。
- ・「庁費等」には、決算書の使途別分類が「物件費」及び「施設費」に該当する支出のうち、他の科目で計上されていないものであって、資産計上されていないものを計上している。
- ・「その他の経費」には、法務省における業務費用のうち、独立の科目で表示されている以外のものを計上している。
- ・「減価償却費」には、有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却費を計上している。
- ・「貸倒引当金繰入額」には、債権等の貸倒れに伴う費用及び損失の見込額のうち、当該年度において負担する額を計上している。
- ・「支払利息」には、法務省のほか、日本司法支援センターにおける支払利息を計上している。
- ・「供託金利子」には、法務省の供託金利子を計上している。
- ・「資産処分損益」には、有形固定資産及び無形固定資産等の売却、除却及び有償譲渡等の処分に伴い生じた損益を計上している。

### ③ 連結資産・負債差額増減計算書

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前年度の連結貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、連結業務費用計算書の「本年度業務費用合計」の額を計上している。
- ・「主管の財源」には、法務省主管の歳入のうち当該年度に調査決定を行った徴収決定済額から物品売払収入及び法務省一般会計より支出した供託金（保証金）の返納額を除いた額を計上している。
- ・「配賦財源」には、法務省所管の一般会計及び東日本大震災復興特別会計の歳入歳出決算上の支出済歳出額と収納済歳入額の差額を計上している。
- ・「自己収入」には、法務省所管の東日本大震災復興特別会計の歳入の徴収決定済額を計上している。
- ・「独立行政法人等収入」には、日本司法支援センターにおける収益を計上している。
- ・「無償所管換等」には、法務省における省庁間又は会計間で行われた無償所管換（所属替）のほか、帳簿の誤謬訂正により生じた資産の増減、実測により生じた従来の国有財産台帳等の価額との差額、計上漏れの把握により生じた差額等を計上している。
- ・「資産評価差額」には、国有財産の台帳価格改定に伴う評価差額を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本年度の連結貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。

### ④ 連結区分別収支計算書

#### ア 業務収支

- ・「主管の収納済歳入額」には、法務省主管の歳入の収納済歳入額を計上している。
- ・「配賦財源」には、法務省所管の一般会計及び東日本大震災復興特別会計の歳入歳出決算上の支出済歳出額と収納済歳入額の差額を計上している。
- ・「自己収入」には、法務省所管の東日本大震災復興特別会計の歳入の徴収決定済額を計上している。
- ・「独立行政法人等収入」には、日本司法支援センターにおける収益を計上している。
- ・「前年度剰余金等受入」には、日本司法支援センターの前年度剰余金を計上している。
- ・「人件費」には、法務省における人件費のほか日本司法支援センターの人件費に該当するものを計上している。
- ・「検察業務費」には、検察庁において直接検察活動を行うために要した経費を計上している。
- ・「矯正施設収容等業務費」には、刑事施設、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院に収容された者の衣食、医療、作業等に要した経費を計上している。
- ・「保護観察等業務費」には、「更生保護法」及び「売春防止法」に基づき、保護観察に付された者に対

する指導監督及び補導援護等に要した経費、並びに「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づく生活環境の調整・調査及び精神保健観察等の実施に要した経費を計上している。

- ・「登記業務費」には、「不動産登記法」等に基づく登記の事務処理に要した経費を計上している。
- ・「出入国管理等業務費」には、「出入国管理及び難民認定法」に基づき、出入国者の審査・難民の認定を行うとともに在留外国人の在留資格審査、被退去強制者の護送、収容、送還等を行うために要した経費を計上している。
- ・「破壊的団体等調査業務費」には、「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づき、暴力主義的破壊活動を行う団体等の調査に要した経費を計上している。
- ・「日本司法支援センター業務費」には、日本司法支援センターにおいて総合法律支援に関する事業を行うために要した費用を計上している。
- ・「補助金等」には、法務省の補助金等を計上している。
- ・「委託費等」には、法務省の委託費等を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、決算書の使途別分類が「物件費」及び「施設費」に該当する支出のうち、施設整備支出に計上されないもので他の科目で計上されていないものを計上している。
- ・「供託金利子」には、法務省の供託金利子を計上している。
- ・「その他の支出」には、法務省におけるその他の支出を計上している。
- ・「土地に係る支出」には、前会計年度において、法務省における庁舎等の土地の取得に係る支出を計上している。
- ・「立木竹に係る支出」には、法務省における庁舎等の立木竹の取得に係る支出を計上している。
- ・「建物に係る支出」には、法務省における庁舎等の建物の取得に係る支出を計上している。
- ・「工作物に係る支出」には、法務省における庁舎等の工作物の取得に係る支出を計上している。
- ・「船舶に係る支出」には、法務省における船舶の取得に係る支出を計上している。
- ・「建設仮勘定に係る支出」には、主として法務省における会計年度末の未完成の工事に係る前払金相当額等を計上している。
- ・「独立行政法人等における固定資産取得支出」には、日本司法支援センターにおける固定資産の取得及び敷金・保証金の差入による支出を計上している。

#### イ 財務収支

- ・「リース債務の返済による支出」には、日本司法支援センターのリース債務の返済支出を計上している。
- ・「PFI債務の返済による支出」には、BOT方式及びBTO方式によるPFI事業に係る債務の返済支出を計上している。
- ・「利息の支払額」には、法務省及び日本司法支援センターの支払利息の支出額を計上している。

#### ウ 本年度収支以下の区分

- ・「本年度収支」には、業務収支と財務収支を合計した額を計上している。
- ・「翌年度歳入繰入等」には、「本年度収支」を計上している。
- ・「収支に関する換算差額」には、前会計年度において、日本司法支援センターの保有する外国通貨に係る換算差額等を計上している。
- ・「その他歳計外現金・預金本年度末残高」には、供託金、保管金等の法務省において保有する歳計外の現金・預金を計上している。
- ・「本年度末現金・預金残高」には、「翌年度歳入繰入等」に「収支に関する換算差額」及び「その他歳計外現金・預金本年度末残高」を加減したものを計上している。計上額は、連結貸借対照表の現金・預金と一致する。

(2) その他省庁別連結財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- ① 法務省と日本司法支援センター間の債権債務等について相殺消去を行っている。

- ② 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。
- ③ 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。
- ④ 仮執行を免れるため立担保した供託金（保証金）について  
法務省一般会計より支出した「民事訴訟法」第 259 条第 3 項及び第 403 条に基づき立担保した供託金（保証金）については、法務省内部の取引に該当するため供託金（保証金）見合の「保管金等」を相殺消去している。
- ⑤ 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づき、国が直轄により、又は国庫補助金等を交付して実施した汚染土壌等の除染等、放射性汚染廃棄物処理事業及び中間貯蔵施設検討・整備事業に要した費用に係る東京電力ホールディングス株式会社（平成 27 年度までは東京電力株式会社）に対する求償については、法務省においては、令和 2 年度末までに 292 百万円求償し、同額について既に支払いを受けている。

附属明細書

1 連結対象法人別の資産及び負債の明細

(単位：百万円)

	法務省	日本司法支援センター	連結対象法人合計	相殺消去	連結合計
<資産の部>					
現金・預金	1,323,584	10,048	10,048	-	1,333,633
たな卸資産	214	6	6	-	221
未収金	5,595	1,399	1,399	-	6,995
民事法律扶助立替金	-	29,275	29,275	-	29,275
前払費用	23	133	133	-	156
破産更生債権等 ※	-	10,879	10,879	-	10,879
その他の債権等	484	-	-	-	484
貸倒引当金 ※	△ 1,408	△ 32,102	△ 32,102	-	△ 33,511
有形固定資産	1,497,703	643	643	-	1,498,347
国有財産等〈公共用財産を除く〉	1,457,288	431	431	-	1,457,719
土地	914,374	-	-	-	914,374
立木竹	2,816	-	-	-	2,816
建物	409,923	431	431	-	410,355
工作物	117,332	-	-	-	117,332
船舶	36	-	-	-	36
建設仮勘定	12,804	-	-	-	12,804
物品等	18,989	211	211	-	19,201
その他固定資産	21,425	-	-	-	21,425
無形固定資産	16,601	1,390	1,390	-	17,992
出資金	1,558	-	-	△ 1,558	-
その他の投資等	-	161	161	-	161
<b>資産合計</b>	<b>2,844,357</b>	<b>21,835</b>	<b>21,835</b>	<b>△ 1,558</b>	<b>2,864,635</b>
<負債の部>					
未払金	11,697	6,358	6,358	-	18,055
未払費用	-	6	6	-	6
リース債務	-	531	531	-	531
保管金等	1,291,000	360	360	-	1,291,360
前受金	-	136	136	-	136
賞与引当金	31,989	551	551	-	32,541
退職給付引当金	456,391	3,276	3,276	-	459,668
その他の債務等	369	229	229	-	599
<b>負債合計</b>	<b>1,791,448</b>	<b>11,450</b>	<b>11,450</b>	<b>-</b>	<b>1,802,898</b>
<資産・負債差額の部>					
資産・負債差額	1,052,909	10,384	10,384	△ 1,558	1,061,736

※「破産更生債権等」には連結対象法人における破産更生債権等を計上している。なお、法務省の貸倒引当金の対象債権については、法務省省庁別財務書類の「貸倒引当金の明細」に表示している。

## 2 連結対象法人別の業務費用の明細

(単位：百万円)

	法務省	日本司法支援センター	連結対象法人合計	相殺消去	連結合計
人件費	429,902	7,427	7,427	-	437,330
賞与引当金繰入額	31,989	551	551	-	32,541
退職給付引当金繰入額	31,780	367	367	-	32,147
検察業務費	5,188	-	-	-	5,188
矯正施設収容等業務費	44,153	-	-	-	44,153
保護観察等業務費	6,651	-	-	-	6,651
登記業務費	46,301	-	-	-	46,301
出入国管理等業務費	29,447	-	-	-	29,447
破壊的団体等調査業務費	2,472	-	-	-	2,472
日本司法支援センター業務費	-	20,528	20,528	-	20,528
補助金等	4,426	-	-	-	4,426
委託費等	32,742	-	-	△ 16,832	15,910
独立行政法人運営費交付金	15,820	-	-	△ 15,820	-
庁費等	71,824	-	-	-	71,824
その他の経費	3,894	-	-	-	3,894
減価償却費	44,204	618	618	-	44,823
貸倒引当金繰入額	4	3,096	3,096	-	3,100
支払利息	1,044	11	11	-	1,056
供託金利子	127	-	-	-	127
資産処分損益	△ 1,241	-	-	-	△ 1,241
<b>本年度業務費用合計</b>	<b>800,735</b>	<b>32,603</b>	<b>32,603</b>	<b>△ 32,652</b>	<b>800,685</b>

## 3 連結対象法人別の資産・負債差額の増減の明細

(単位：百万円)

	法務省	日本司法支援センター	連結対象法人合計	相殺消去	連結合計
I 前年度末資産・負債差額	995,952	8,639	8,639	△ 1,516	1,003,075
II 本年度業務費用合計	△ 800,735	△ 32,603	△ 32,603	32,652	△ 800,685
III 財源	823,046	34,348	34,348	△ 32,652	824,741
主管の財源	88,830	-	-	-	88,830
配賦財源	734,215	-	-	-	734,215
自己収入	0	-	-	-	0
独立行政法人等収入	-	34,348	34,348	△ 32,652	1,695
IV 無償所管換等	△ 3,981	-	-	-	△ 3,981
V 資産評価差額	38,628	-	-	△ 41	38,586
VI 本年度末資産・負債差額	1,052,909	10,384	10,384	△ 1,558	1,061,736

4 連結対象法人別の区分別収支の明細

(単位：百万円)

	法務省	日本司法支援センター	連結対象法人合計	相殺消去	連結合計
I 業務収支					
1 財源					
主管の収納済歳入額	92,439	-	-	-	92,439
配賦財源	734,215	-	-	-	734,215
自己収入	0	-	-	-	0
独立行政法人等収入	-	45,636	45,636	△ 32,652	12,983
前年度剰余金等受入	-	8,508	8,508	-	8,508
財源合計	826,655	54,144	54,144	△ 32,652	848,146
2 業務支出					
(1) 業務支出（施設整備支出を除く）					
人件費	△ 501,665	△ 8,067	△ 8,067	-	△ 509,732
検察業務費	△ 5,188	-	-	-	△ 5,188
矯正施設収容等業務費	△ 44,153	-	-	-	△ 44,153
保護観察等業務費	△ 6,651	-	-	-	△ 6,651
登記業務費	△ 46,301	-	-	-	△ 46,301
出入国管理等業務費	△ 29,447	-	-	-	△ 29,447
破壊的団体等調査業務費	△ 2,472	-	-	-	△ 2,472
日本司法支援センター業務費	-	△ 34,986	△ 34,986	-	△ 34,986
補助金等	△ 4,426	-	-	-	△ 4,426
委託費等	△ 32,742	-	-	16,832	△ 15,910
独立行政法人運営費交付金	△ 15,820	-	-	15,820	-
庁費等の支出	△ 84,178	-	-	-	△ 84,178
供託金利子	△ 127	-	-	-	△ 127
その他の支出	△ 5,622	-	-	-	△ 5,622
業務支出（施設整備支出を除く）合計	△ 778,798	△ 43,054	△ 43,054	32,652	△ 789,199
(2) 施設整備支出					
土地に係る支出	-	-	-	-	-
立木竹に係る支出	△ 28	-	-	-	△ 28
建物に係る支出	△ 19,441	-	-	-	△ 19,441
工作物に係る支出	△ 13,113	-	-	-	△ 13,113
船舶に係る支出	△ 4	-	-	-	△ 4
建設仮勘定に係る支出	△ 11,863	-	-	-	△ 11,863
独立行政法人等における固定資産取得支出	-	△ 697	△ 697	-	△ 697
施設整備支出合計	△ 44,451	△ 697	△ 697	-	△ 45,148
業務支出合計	△ 823,249	△ 43,751	△ 43,751	32,652	△ 834,348
業務収支	3,405	10,393	10,393	-	13,798
II 財務収支					
リース債務の返済による支出	-	△ 333	△ 333	-	△ 333
PFI債務の返済による支出	△ 2,360	-	-	-	△ 2,360
利息の支払額	△ 1,044	△ 11	△ 11	-	△ 1,056
財務収支	△ 3,405	△ 345	△ 345	-	△ 3,750
本年度収支	-	10,048	10,048	-	10,048
翌年度歳入繰入等	-	10,048	10,048	-	10,048
その他歳計外現金・預金 本年度末残高	1,323,584	-	-	-	1,323,584
本年度末現金・預金残高	1,323,584	10,048	10,048	-	1,333,633



# 令和 2 年度

## 法務省 一般会計省庁別財務書類

### 〔留意事項〕

- ・ 本財務書類は、「省庁別財務書類の作成基準」に基づいて作成しております。
- ・ 一般会計省庁別財務書類は、各省庁における財務情報の提供等を目的として一般会計を各省庁単位で区分し、各省庁に資産や負債が帰属すると擬制するなどの一定の仮定に基づいて作成するものであり、各省庁が会計的に独立しているものではない点にご留意下さい。
- ・ 一般会計省庁別財務書類を充分理解して頂くため、「省庁別財務書類の作成基準」及び各省庁の所掌する業務内容等も併せてご覧下さい。

## 貸 借 対 照 表

( 単位 : 百万円 )

	前会計年度	本会計年度		前会計年度	本会計年度
	( 令和 2年 3月31日 )	( 令和 3年 3月31日 )		( 令和 2年 3月31日 )	( 令和 3年 3月31日 )
< 資産の部 >			< 負債の部 >		
現金・預金	1,174,005	1,323,584	未払金	14,063	11,697
たな卸資産	234	214	保管金等	1,141,185	1,291,000
未収金	5,459	5,595	賞与引当金	32,546	31,980
前払費用	24	23	退職給付引当金	463,691	456,293
その他の債権等	351	484	その他の債務等	616	600
貸倒引当金	△ 1,418	△ 1,408			
有形固定資産	1,451,691	1,497,703			
国有財産(公共用 財産を除く)	1,410,905	1,457,288			
土地	879,579	914,374			
立木竹	2,886	2,816			
建物	392,978	409,923			
工作物	110,874	117,332			
船舶	35	36			
建設仮勘定	24,550	12,804			
物品	18,272	18,989			
その他固定資産	22,514	21,425	負債合計	1,652,102	1,791,571
無形固定資産	14,271	16,601	< 資産・負債差額の部 >		
出資金	1,516	1,558	資産・負債差額	994,034	1,052,786
資産合計	2,646,137	2,844,357	負債及び資産・ 負債差額合計	2,646,137	2,844,357

## 業務費用計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 平成31年 4月 1日) (至 令和 2年 3月31日)	本会計年度 (自 令和 2年 4月 1日) (至 令和 3年 3月31日)
人件費	431,081	429,722
賞与引当金繰入額	32,546	31,980
退職給付引当金繰入額	32,441	31,774
検察業務費	6,071	5,188
矯正施設収容等業務費	43,330	44,153
保護観察等業務費	7,709	6,651
登記業務費	45,667	46,189
出入国管理等業務費	27,585	29,447
破壊的団体等調査業務費	2,487	2,472
補助金等	1,420	4,426
委託費等	32,404	32,742
独立行政法人運営費交付金	15,254	15,247
庁費等	69,477	71,723
その他の経費	5,687	3,893
減価償却費	43,256	44,204
貸倒引当金繰入額	13	4
支払利息	1,044	1,044
供託金利息	143	127
資産処分損益	△ 54	△ 1,241
本年度業務費用合計	797,570	799,752

## 資産・負債差額増減計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 平成31年 4月 1日) (至 令和 2年 3月31日)	本会計年度 (自 令和 2年 4月 1日) (至 令和 3年 3月31日)
I 前年度末資産・負債差額	906,584	994,034
II 本年度業務費用合計	△ 797,570	△ 799,752
III 財源	818,042	817,802
主管の財源	95,537	88,830
配賦財源	722,505	728,972
IV 無償所管換等	35,995	2,074
V 資産評価差額	30,981	38,628
VI 本年度末資産・負債差額	994,034	1,052,786

## 区分別収支計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 平成31年 4月 1日) (至 令和 2年 3月31日)	本会計年度 (自 令和 2年 4月 1日) (至 令和 3年 3月31日)
<b>I 業務収支</b>		
1 財源		
主管の収納済歳入額	96,441	92,439
配賦財源	722,505	728,972
財源合計	818,946	821,411
2 業務支出		
(1)業務支出（施設整備支出を除く）		
人件費	△ 502,180	△ 501,469
検察業務費	△ 6,071	△ 5,188
矯正施設収容等業務費	△ 43,330	△ 44,153
保護観察等業務費	△ 7,709	△ 6,651
登記業務費	△ 45,667	△ 46,189
出入国管理等業務費	△ 27,585	△ 29,447
破壊的団体等調査業務費	△ 2,487	△ 2,472
補助金等	△ 1,420	△ 4,426
委託費等	△ 32,404	△ 32,742
独立行政法人運営費交付金	△ 15,254	△ 15,247
庁費等の支出	△ 81,618	△ 84,077
供託金利子	△ 143	△ 127
その他の支出	△ 7,079	△ 5,621
業務支出（施設整備支出を除く）合計	△ 772,955	△ 777,814
(2)施設整備支出		
土地に係る支出	△ 59	-
立木竹に係る支出	△ 39	△ 28
建物に係る支出	△ 11,668	△ 19,441
工作物に係る支出	△ 12,536	△ 13,113
船舶に係る支出	-	△ 4
建設仮勘定に係る支出	△ 18,282	△ 7,603
施設整備支出合計	△ 42,586	△ 40,191
業務支出合計	△ 815,541	△ 818,005
業務収支	3,405	3,405
<b>II 財務収支</b>		
P F I 債務の返済による支出	△ 2,360	△ 2,360
利息の支払額	△ 1,044	△ 1,044
財務収支	△ 3,405	△ 3,405

本年度収支	-	-
翌年度歳入繰入	-	-
その他歳計外現金・預金本年度末残高	1,174,005	1,323,584
本年度末現金・預金残高	1,174,005	1,323,584

## 注 記

### 1 重要な会計方針

#### (1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

政策目的で保有しているため、個別法による原価法で計上している。

#### (2) 減価償却の方法等

##### ① 有形固定資産

国有財産（公共用財産を除く）については、国有財産台帳の価格改定に適用される耐用年数に基づく定率法（平成19年4月1日以後に新築した建物は定額法）によっている。なお、残存価額まで到達している国有財産（公共用財産を除く）については、耐用年数を経過した翌会計年度から5年間で備忘価格1円まで均等償却を行っている。

物品（美術品を除く）については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数に基づく、残存価額を取得原価の10%とした定額法によっている。なお、残存価額まで到達している物品については、耐用年数を経過した翌会計年度から5年間で備忘価格1円まで均等償却を行っている。

その他固定資産については、国有財産台帳の価格改定に適用される耐用年数に基づく定率法（平成19年4月1日以後に新規取得したその他固定資産は定額法）によっている。

##### ② 無形固定資産

ソフトウェアについては、取得に要した費用を資産価額とし、利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

#### (3) 出資金の評価基準及び評価方法

##### ① 市場価格のないもの

出資金は、すべて「国有財産法」の規定により政府出資等として管理されている出資金であり、会計年度末における国有財産台帳価格（出資先の純資産額に出資割合を乗じた価額）によって評価している。

#### (4) 引当金の計上基準及び算定方法

##### ① 貸倒引当金

徴収停止等債権については全額、履行期限到来等債権については個別の債権ごとの回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上している。

##### ② 賞与引当金

6月支給分の期末手当及び勤勉手当の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分（期末手当及び勤勉手当の6月支給分の4/6）を計上している。

##### ③ 退職給付引当金

退職手当に係る退職給付引当金については、自己都合による期末要支給額を、次の計算方法により計上している。

- ・基本額 … 勤続年数別の職員数 × 平均給与 × 自己都合退職手当支給率
- ・調整額 … 「国家公務員退職手当法」第6条の4に定められた区分別の職員数 × 想定される調整月額単価 × 60ヶ月

国家公務員共済年金のうち、整理資源（昭和34年10月前の恩給公務員期間に係る給付分）に係る引当金については、将来給付見込額の割引現在価値を計上している。

「国家公務員災害補償法」に基づく補償のうち、遺族補償年金に係る引当金については、「支給率×平均給与（平均給与上昇率を考慮）×割引率」により算出し、遺族特別給付金（年金）に係る引当金については、「遺族補償年金に係る引当金の額×特別支給率」により算出した額を計上している。

#### (5) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

##### ① 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

② 退職給付引当金の算定において用いる平均給与上昇率及び割引率について

- ・平均給与上昇率 : 2.3%  
(令和元年財政検証で用いられている長期的な賃金上昇率から算出)
- ・割引率 : 3.9%  
(令和元年財政検証で用いられている長期的な運用利回りから算出)

2 偶発債務

(1) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

(単位：百万円)

訴訟の略称	請求金額	事件番号	訴訟の概要
国家賠償請求訴訟	341	東京高裁 令和元年(ネ)第3124号 令和元年(ネ)第3931号	原告は再審において無罪判決を受けた者であるが、公訴提起等が違法であるとして損害賠償を請求するもの。 令和元年5月27日 東京地裁判決(一部敗訴)
国家賠償請求訴訟	100	大阪高裁 令和2年(ネ)第1593号 令和2年(ウ)第401号	原告は有罪判決を受けた者であるが、証拠改ざん、隠ぺいによって無実を立証することができなかったとして損害賠償を請求するもの。 令和2年6月16日 神戸地裁判決(全部勝訴)
国家賠償請求訴訟	145	大阪地裁 平成28年(ワ)第12395号	原告は再審において無罪判決を受けた者であるが、公訴提起等が違法であるとして損害賠償を請求するもの。
国家賠償請求訴訟	179	岡山地裁 平成30年(ワ)第407号	原告は無罪判決を受けた者であるが、公訴提起等が違法であるとして損害賠償を請求するもの。
国家賠償請求訴訟	100	大阪地裁 平成30年(ワ)第7877号 平成30年(モ)第1104号	原告らは懲役判決後に控訴し、控訴審において原判決破棄により罰金刑が確定した者であるが、公訴提起等が違法であるとして損害賠償を請求するもの。
国家賠償請求訴訟	250	最高裁 令和3年(行サ)第27号 令和3年(行ノ)第29号	原告は不起訴処分とされた者であるが、裁判を受ける権利を侵害され、責任能力を有しない者として扱われたことにより精神的苦痛を受けたとして損害賠償を請求するもの。 令和2年10月15日 大阪地裁判決(全部勝訴) 令和3年4月15日 大阪高裁判決(全部勝訴)
損害賠償請求訴訟	150	高松地裁 令和2年(ワ)第246号	原告は、高松地検宛て告訴した者であるが、調書を取ったにもかかわらず捜査をせず、告訴状を返戻されたことに対して、国家賠償を請求するもの。
損害賠償請求訴訟	123	大阪地裁 令和2年(ワ)第8186号	原告は、殺人及び現住建造物等放火罪で起訴された後、高裁で死刑判決を受け、差戻し控訴審で無罪となった者であるが、(警察や)検察に対して、通常要求される捜査を怠り、直接証拠がないまま、違法に公訴提起・維持をしたとして、損害賠償を求めるもの。

(注1) 訴訟の見込、結果にかかわらず、令和3年3月31日現在の請求金額を記載している。

(注2) 請求金額が1億円以上の件名を記載している。

4 翌年度以降支出予定額

(1) 歳出予算の繰越し

歳出予算の繰越しに係る翌年度の支出予定額 12,456 百万円

(2) 国庫債務負担行為

国庫債務負担行為による翌年度以降に係る支出予定額 260,034 百万円

5 追加情報

(1) 出納整理期間

出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計



年度末の計数としている。

(2) 業務費用計算書における収益の計上

- ・「資産処分損益」において、物品の処分益 1,245 百万円が計上されている。

(3) 表示科目の説明

① 貸借対照表

ア 資産の部

- ・「現金・預金」には、現金及び日本銀行預金を計上している。
- ・「たな卸資産」には、重油等、刑務作業品等で払出しが行われていないものを計上している。
- ・「未収金」には、免許料及び手数料債権、損害賠償金債権、利息債権等を計上している。
- ・「前払費用」には、翌年度以降分の自賠責保険の前払保険料を計上している。
- ・「その他の債権等」には、財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定への前渡不動産を計上している。
- ・「貸倒引当金」には、未収金に対する貸倒見積額を計上している。
- ・「国有財産（公共用財産を除く）」には、建設仮勘定を除き、国有財産台帳価格を計上している。
- ・「土地」には、主に庁舎及び宿舎に係る用地を計上している。
- ・「立木竹」には、主に庁舎及び宿舎の敷地に植栽されている樹木を計上している。
- ・「建物」には、主に庁舎及び宿舎を計上している。
- ・「工作物」には、主に建物に付属する照明装置、冷暖房装置等を計上している。
- ・「船舶」には、船舶を計上している。
- ・「建設仮勘定」には、主に建設中の固定資産に係る支出（人件費や旅費など国有財産台帳等に計上されないことが明らかな支出を除く）を計上している。
- ・「物品」には、取得価格（見積価格）が 50 万円以上の物品（美術品については 300 万円以上）について、美術品を除く物品は取得価格（見積価格）から減価償却費相当額を控除した後の価額、美術品は取得価格（見積価格）で計上している。
- ・「その他固定資産」には、BOT方式によるPFI事業に関する建物等について、取得価格から減価償却費相当額を控除した後の価額で計上している。
- ・「無形固定資産」には、電話加入権等については取得価格、ソフトウェアについては取得に要した費用から減価償却費相当額を控除した後の価額で計上している。
- ・「出資金」には、国有財産として管理されている政府出資のうち、政策目的をもって保有しているものを計上している。

イ 負債の部

- ・「未払金」には、児童手当、公務災害補償費及びPFI事業に係る未払額を計上している。
- ・「保管金等」には、供託金等として受け入れた見合いの額から法務省一般会計より支出した供託金（保証金）の年度末残高を差し引いた金額を計上している。
- ・「賞与引当金」には、6月支給の期末手当・勤勉手当に係る本会計年度分を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、退職手当のほか、整理資源等に係る引当金を計上している。
- ・「その他の債務等」には、財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定への未渡不動産及び東日本大震災復興特別会計に異動した法務省職員に係る退職給付引当金残高の付け替え額を計上している。

② 業務費用計算書

- ・「人件費」には、決算書の用途別分類が「人件費」に該当するもののうち職員等に係るもの（職員の手当、非常勤職員の手当及び休職者の手当等）及び決算書の用途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金等として支出した額に、児童手当の未払金や退職手当、賞与及び国家公務員災害補償年金に関する引当金等の発生主義による調整を行ったものを計上している。

- ・「賞与引当金繰入額」には、6月支給の期末手当及び勤勉手当の支給見込額のうち当該年度に帰属する部分を計上している。
  - ・「退職給付引当金繰入額」には、退職給付引当金への繰入額を計上している。
  - ・「検察業務費」には、検察庁において直接検察活動を行うために要した経費を計上している。
  - ・「矯正施設収容等業務費」には、刑事施設、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院に収容された者の衣食、医療、作業等に要した経費を計上している。
  - ・「保護観察等業務費」には、「更生保護法」及び「売春防止法」に基づき、保護観察に付された者に対する指導監督及び補導援護等に要した経費、並びに「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づく生活環境の調整・調査及び精神保健観察等の実施に要した経費を計上している。
  - ・「登記業務費」には、「不動産登記法」等に基づく登記の事務処理に要した経費を計上している。
  - ・「出入国管理等業務費」には、「出入国管理及び難民認定法」に基づき、出入国者の審査・難民の認定を行うとともに在留外国人の在留資格審査、被退去強制者の護送、収容、送還等を行うために要した経費を計上している。
  - ・「破壊的団体等調査業務費」には、「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づき、暴力主義的破壊活動を行う団体等の調査に要した経費を計上している。
  - ・「補助金等」には、決算書の用途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等に該当する支出を計上している。
  - ・「委託費等」には、委託費、拠出金及び分担金を計上している。
  - ・「独立行政法人運営費交付金」には、日本司法支援センターに対する運営費交付金を計上している。
  - ・「庁費等」には、決算書の用途別分類が「物件費」及び「施設費」に該当する支出のうち、他の科目で計上されていないものであって資産計上されていないものを計上している。
  - ・「その他の経費」には、決算書の用途別分類が「旅費」及び「その他」に該当するもの並びに単独の科目で表示するには金額の少ないもの等を計上している。
  - ・「減価償却費」には、有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却費を計上している。
  - ・「貸倒引当金繰入額」には、債権の貸倒れに伴う費用及び損失の見込額のうち、当該年度に係る額を計上している。
  - ・「支払利息」には、PFI事業に関して発生した利息を計上している。
  - ・「供託金利子」には、供託金利子の支出済歳出額を計上している。
  - ・「資産処分損益」には、有形固定資産及び無形固定資産等の売却、除却及び有償譲渡等の処分に伴い生じた損益を計上している。
- ③ 資産・負債差額増減計算書
- ・「前年度末資産・負債差額」には、前年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。
  - ・「本年度業務費用合計」には、業務費用計算書の「本年度業務費用合計」の額を計上している。
  - ・「主管の財源」には、当該年度に調査決定を行った徴収決定済額から物品売払収入及び法務省一般会計より支出した供託金（保証金）の返納額を除いた額を計上している。
  - ・「配賦財源」には、法務省所管の歳出の支出済歳出額と主管の歳入の収納済歳入額との差額を計上している。
  - ・「無償所管換等」には、省庁間又は会計間で行われた無償所管換（所属替）のほか、帳簿の誤謬訂正により生じた資産の増減、実測により生じた従来の国有財産台帳の価格との差額、計上漏れの把握により生じた差額等を計上している。
  - ・「資産評価差額」には、国有財産の台帳価格の改定に伴う評価差額を計上している。
  - ・「本年度末資産・負債差額」には、本年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。
- ④ 区分別収支計算書

## ア 業務収支

- ・「主管の収納済歳入額」には、法務省主管の歳入の収納済歳入額を計上している。
- ・「配賦財源」には、法務省所管の歳出の支出済歳出額と主管の歳入の収納済歳入額との差額を計上している。
- ・「人件費」には、決算書の使途別分類が「人件費」に該当するもののうち職員等に係るもの（職員の手当、非常勤職員の手当及び休職者の手当等）及び決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金等として支出した額を計上している。
- ・「検察業務費」には、検察庁において直接検察活動を行うために要した経費を計上している。
- ・「矯正施設収容等業務費」には、刑事施設、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院に収容された者の衣食、医療、作業等に要した経費を計上している。
- ・「保護観察等業務費」には、「更生保護法」及び「売春防止法」に基づき、保護観察に付された者に対する指導監督及び補導援護等に要した経費、並びに「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づく生活環境の調整・調査及び精神保健観察等の実施に要した経費を計上している。
- ・「登記業務費」には、「不動産登記法」等に基づく登記の事務処理に要した経費を計上している。
- ・「出入国管理等業務費」には、「出入国管理及び難民認定法」に基づき、出入国者の審査・難民の認定を行うとともに在留外国人の在留資格審査、被退去強制者の護送、収容、送還等を行うために要した経費を計上している。
- ・「破壊的団体等調査業務費」には、「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づき、暴力主義的破壊活動を行う団体等の調査に要した経費を計上している。
- ・「補助金等」には、決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等に該当する支出を計上している。
- ・「委託費等」には、委託費、拠出金及び分担金を計上している。
- ・「独立行政法人運営費交付金」には、日本司法支援センターに対する運営費交付金を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、決算書の使途別分類が「物件費」及び「施設費」に該当する支出のうち、施設整備支出に計上されないもので他の科目で計上されていないものを計上している。
- ・「供託金利子」には、供託金利子の支出済歳出額を計上している。
- ・「その他の支出」には、「保証金」及び決算書の使途別分類が「旅費」、「その他」に該当する支出並びに単独の科目で表示するには金額の少ないもの等を計上している。
- ・「土地に係る支出」には、前会計年度において、庁舎等の土地の取得に係る支出を計上している。
- ・「立木竹に係る支出」には、庁舎等の立木竹の取得に係る支出を計上している。
- ・「建物に係る支出」には、庁舎等の建物の取得に係る支出を計上している。
- ・「工作物に係る支出」には、庁舎等の工作物の取得に係る支出を計上している。
- ・「船舶に係る支出」には、船舶の取得に係る支出を計上している。
- ・「建設仮勘定に係る支出」には、主に会計年度末に未完成の工事等に係る前払金相当額を計上している。
- ・「業務収支」には、財源合計から業務支出合計を控除した額を計上している。

## イ 財務収支

- ・「P F I 債務の返済による支出」には、B O T方式及びB T O方式によるP F I事業に係る債務の返済支出を計上している。
- ・「利息の支払額」には、B O T方式によるP F I事業に係る支払利息の支出を計上している。

## ウ 本年度収支以下の区分

- ・「その他歳計外現金・預金本年度末残高」には、供託金、保管金等、一般会計において保有する歳計外の現金・預金を計上している。
- ・「本年度末現金・預金残高」には、「その他歳計外現金・預金本年度末残高」を計上している。計上している額は、貸借対照表の現金・預金と一致する。

(4) その他省庁の財務内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- ① 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。
- ② 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。
- ③ 仮執行を免れるため立担保した供託金（保証金）について  
法務省一般会計より支出した「民事訴訟法」第 259 条第 3 項及び第 403 条に基づき立担保した供託金（保証金）については、法務省内部の取引に該当するため供託金（保証金）見合の「保管金等」を相殺消去している。
- ④ 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づき、国が直轄により、又は国庫補助金等を交付して実施した汚染土壌等の除染等、放射線汚染廃棄物処理事業及び中間貯蔵施設検討・整備事業に要した費用に係る東京電力ホールディングス株式会社（平成 27 年度までは東京電力株式会社）に対する求償については、法務省一般会計においては、令和 2 年度末までに 4 百万円求償し、同額について既に支払いを受けている。

附属明細書

1 貸借対照表の内容に関する明細

(1) 資産項目の明細

① 現金・預金の明細

(単位：百万円)

内容	本年度末残高
現金	2,180
政府預金（日本銀行預金）	1,321,404
合計	1,323,584

② たな卸資産の明細

(単位：百万円)

種類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	たな卸資産評価損	評価差額	本年度末残高
重油等	143	1,469	1,487	-	-	124
刑務作業品	80	166	167	-	-	79
その他	10	-	-	-	-	10
合計	234	1,635	1,655	-	-	214

(注) 政策目的で保有しているため、個別法による原価法で計上している。

③ 未収金の明細

(単位：百万円)

内容	相手先	本年度末残高
公務員宿舍使用料債権	個人	0
物件使用料債権	個人	0
利息債権	個人等	439
免許料及び手数料債権	法人	3,393
費用弁償金債権	個人等	29
返納金債権	個人等	70
弁償金債権	法人	5
損害賠償金債権	個人等	1,465
刑務作業費債権	法人	0
延滞金債権	個人等	191
合計		5,595

④ その他の債権等の明細

(単位：百万円)

債権の種類	相手先	本年度末残高	債権の内容等
前渡不動産	財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定	484	財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定への前渡不動産
合計		484	

⑤ 貸倒引当金の明細

(単位：百万円)

区分	貸付金等の残高			貸倒引当金の残高			摘要
	前年度末残高	本年度増減額	本年度末残高	前年度末残高	本年度増減額	本年度末残高	
未収金	5,459	136	5,595	1,418	△ 9	1,408	徴収停止等債権については、全額を貸倒見積額として計上している。 履行期限到来等債権については、個別の債権ごとの回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上している。
徴収停止等債権	627	△ 12	614	627	△ 12	614	
履行期限到来等債権	4,831	149	4,980	790	2	793	
上記以外の債権	-	-	-	-	-	-	
合計	5,459	136	5,595	1,418	△ 9	1,408	

⑥ 固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額 (本年度発生分)	本年度末残高
(有形固定資産)						
国有財産(公共用財産を除く)	1,410,905	78,360	36,534	34,029	38,586	1,457,288
行政財産	1,401,380	75,599	33,774	34,029	37,911	1,447,088
土地	870,055	8,685	12,533	-	37,968	904,175
立木竹	2,886	45	59	-	△ 56	2,816
建物	392,978	35,236	1,517	16,773	-	409,923
工作物	110,874	24,024	314	17,251	-	117,332
船舶	35	4	0	4	-	36
建設仮勘定	24,550	7,603	19,349	-	-	12,804
普通財産	9,524	2,760	2,760	0	674	10,199
土地	9,524	2,760	2,760	-	674	10,198
建物	-	0	-	0	-	0
工作物	0	-	0	-	-	-
物品	18,272	6,406	394	5,294	-	18,989
物品(美術品を除く)	18,243	6,406	394	5,294	-	18,961
美術品	28	-	-	-	-	28
その他固定資産	22,514	-	0	1,088	-	21,425
小計	1,451,691	84,767	36,929	40,412	38,586	1,497,703
(無形固定資産)						
国有財産	0	-	-	-	△ 0	0
行政財産	0	-	-	-	△ 0	0
地上権等	0	-	-	-	△ 0	0
ソフトウェア	11,641	2,446	-	3,791	-	10,296
ソフトウェア仮勘定	2,163	4,568	893	-	-	5,838
電話加入権	466	0	0	-	-	466
小計	14,271	7,015	894	3,791	△ 0	16,601
合計	1,465,963	91,783	37,823	44,204	38,586	1,514,305

⑦ 出資金の明細

ア 出資金の増減の明細

(単位：百万円)

法人名等	前年度末残高	評価差額の 戻入	本年度増加額	本年度減少額	評価差額 (本年度発生分)	強制評価減	本年度末残高
日本司法支援センター	1,516	△ 1,165	-	-	1,207	-	1,558
合計	1,516	△ 1,165	-	-	1,207	-	1,558

イ 市場価格のない出資金の純資産額等の明細

(単位：百万円)

出資先	資産 (A)	負債 (B)	純資産額 (C=A-B)	資本金 (D)	一般会計からの出資累計額 (E)	出資割合 (F=E/D) %	純資産額による算出額 (G=C×F)	貸借対照表計上額(国有財産台帳価格)	使用財務諸表
日本司法支援センター	20,853	19,295	1,558	351	351	100.00%	1,558	1,558	法定財務諸表
合計	20,853	19,295	1,558	351	351	-	1,558	1,558	

## (2) 負債項目の明細

### ① 未払金の明細

(単位：百万円)

内容	相手先	本年度末残高
児童手当	個人	553
公務災害補償費	個人	32
P F I 事業	法人	11,110
合計		11,697

### ② 保管金等の明細

(単位：百万円)

内容	相手先	本年度末残高
供託金	個人等	1,313,746
その他	個人等	9,838
小計		1,323,584
供託金（保証金）相殺消去	法務省一般会計	△ 32,584
合計		1,291,000

(注) 法務省一般会計から支出された供託金（保証金）に関しては、内部取引であるため相殺消去している。

### ③ 退職給付引当金の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度取崩額	本年度増加額	本年度末残高
退職手当に係る引当金	397,778	30,180	30,651	398,249
整理資源に係る引当金	63,589	8,832	1,006	55,763
国家公務員災害補償年金に係る引当金	2,322	213	170	2,280
合計	463,691	39,226	31,829	456,293

(注1) 退職手当に係る引当金の本年度取崩額30,180百万円のうち31百万円は、令和2年度において東日本大震災復興特別会計に職員が異動したことによる減少額である。

(注2) 退職手当に係る引当金の本年度増加額30,651百万円のうち54百万円は、令和2年度において東日本大震災復興特別会計から一般会計に職員が異動したことによる増加額である。

### ④ その他の債務等の明細

(単位：百万円)

債務の種類	相手先	本年度末残高
未渡不動産	財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定	359
東日本大震災復興特別会計において計上している退職給付引当金のうち、法務省一般会計が負担する退職給付引当金相当額	東日本大震災復興特別会計	240
合計		600

## 2 業務費用計算書の内容に関する明細

### (1) 組織別の業務費用の明細

(単位：百万円)

	法務本省	法務総合研究所	検察庁	矯正官署	更生保護官署	法務局
人件費	78,571	705	87,604	149,149	12,058	58,538
賞与引当金繰入額	660	69	8,715	12,219	1,126	5,225
退職給付引当金繰入額	31,774	-	-	-	-	-
検察業務費	-	-	5,188	-	-	-
矯正施設収容等業務費	-	-	-	44,153	-	-
保護観察等業務費	-	-	-	-	6,651	-
登記業務費	-	-	-	-	-	46,189
出入国管理等業務費	-	-	-	-	-	-
破壊的団体等調査業務費	-	-	-	-	-	-
補助金等	606	-	-	-	-	2,863
委託費等	18,697	-	-	-	5,073	7,610
独立行政法人運営費交付金	15,247	-	-	-	-	-
庁費等	24,736	901	9,558	28,621	756	6,088
その他の経費	1,157	53	419	627	100	1,222
減価償却費	908	-	5,604	28,684	99	6,513
貸倒引当金繰入額	4	-	-	-	-	-
支払利息	-	-	-	1,044	-	-
供託金利子	-	-	-	-	-	127
資産処分損益	△ 1,002	-	△ 43	△ 178	0	1
<b>本年度業務費用合計</b>	<b>171,361</b>	<b>1,730</b>	<b>117,048</b>	<b>264,322</b>	<b>25,866</b>	<b>134,379</b>

(単位：百万円)

	出入国在留管理庁	公安審査委員会	公安調査庁	合計
人件費	31,979	32	11,082	429,722
賞与引当金繰入額	2,895	3	1,063	31,980
退職給付引当金繰入額	-	-	-	31,774
検察業務費	-	-	-	5,188
矯正施設収容等業務費	-	-	-	44,153
保護観察等業務費	-	-	-	6,651
登記業務費	-	-	-	46,189
出入国管理等業務費	29,447	-	-	29,447
破壊的団体等調査業務費	-	-	2,472	2,472
補助金等	957	-	-	4,426
委託費等	1,362	-	-	32,742
独立行政法人運営費交付金	-	-	-	15,247
庁費等	608	8	444	71,723
その他の経費	260	7	42	3,893
減価償却費	2,332	-	61	44,204
貸倒引当金繰入額	-	-	-	4
支払利息	-	-	-	1,044
供託金利子	-	-	-	127
資産処分損益	△ 22	-	2	△ 1,241
<b>本年度業務費用合計</b>	<b>69,820</b>	<b>52</b>	<b>15,169</b>	<b>799,752</b>



## (2) 補助金等の明細

(単位：百万円)

名称	相手先	金額	支出目的
<補助金>			
更生保護事業費補助金	更生保護法人	563	「更生保護事業法」第58条の規定による更生保護事業の費用の補助金
人権啓発活動等補助金	人権教育啓発推進センター	42	人権啓発活動事業等のための補助金
社会保障・税番号制度システム整備費補助金	市区町村	2,863	社会保障・税番号制度の戸籍事務への導入に係るシステム整備のための補助金
特定技能試験実施費補助金	法人等	14	新型コロナウイルス感染症の影響の拡大により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生、特定技能外国人等が、技能試験を受験する際の金銭的負担を軽減するための補助金
<交付金>			
外国人技能実習機構交付金	外国人技能実習機構	39	「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」第96条の規定による外国人技能実習機構が行う業務に要する費用の交付金
外国人受入環境整備交付金	都道府県等	902	都道府県等における一元的相談窓口の設置・拡充又は運営に係る経費を支援する交付金
合計		4,426	

## (3) 委託費等の明細

(単位：百万円)

名称	相手先	金額	支出目的
<委託費>			
国選弁護士確保業務等委託費	日本司法支援センター	16,832	国選弁護士確保業務等委託
国際仲裁活性化調査委託費	一般財団法人日本国際紛争解決センター	162	国際仲裁活性化調査委託
再犯防止等推進調査地方公共団体委託費	都道府県等	161	再犯防止等調査事業委託
人権啓発活動等委託費	都道府県等	1,332	人権啓発活動事業等委託
更生保護委託費	更生保護法人等	5,073	補導、食事付宿泊、宿泊等
登記事項証明書交付事務等委託費	日本郵便オフィスサポート(株)、テンプスタッフ(株)等	7,610	登記事項証明書交付事務等委託
中長期在留者住居地届出等事務委託費	市区町村	1,339	中長期在留者住居地届出等事務委託
被収容者帰国支援事業委託費	国際移住機関	22	被収容者の自発的な帰国支援等委託
<拠出金>			
政府開発援助国際連合薬物犯罪事務所拠出金	国際連合薬物犯罪事務所	118	国際機関に対する拠出金
国際連合開発計画拠出金	国際連合開発計画	30	国際機関に対する拠出金
<分担金>			
国際私法会議等分担金		59	国際私法会議規約等に基づく分担金
合計		32,742	

## (4) 独立行政法人運営費交付金の明細

(単位：百万円)

相手先	金額	支出目的
日本司法支援センター	15,247	日本司法支援センターが行う業務の財源の一部に充てるための運営費交付金の交付
合計	15,247	

3 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) 財源の明細

① 主管の財源の明細

(単位：百万円)

款	項	相手先	金額
回収金等収入	東日本大震災復興放射性物質汚染対策緊急除染等事業費回収金収入	東京電力ホールディングス株式会社	0
国有財産利用収入	国有財産貸付収入		916
国有財産利用収入	利子収入		19
諸収入	許可及手数料		48,086
諸収入	懲罰及没収金		35,849
諸収入	弁償及返納金		684
諸収入	矯正官署作業収入		2,799
諸収入	雑入		474
合計			88,830

(2) 無償所管換等の明細

(単位：百万円)

区分	相手先	金額	資産等の内容	所管換等の理由	備考
財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定への前渡不動産	財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定	132	その他の債権等	新施設の引渡しを受けていないが、旧施設を相手先に引き継いだものの増減	
	小計	132			
財産の無償所管換等(受)	財務省等	15,750	土地、立木竹、建物、工作物	所管換等による増	
	小計	15,750			
財産の無償所管換等(渡)	財務省等	△ 13,587	土地、立木竹、建物、工作物、退職給付引当金	所管換等による減	
	小計	△ 13,587			
実測と帳簿の差額		52	土地、立木竹、工作物	実測による増	
		△ 522	土地、立木竹、工作物	実測による減	
	小計	△ 470			
誤謬訂正等		522	土地、立木竹、建物、工作物、物品	誤謬訂正等による増	
		△ 273	土地、建物、工作物	誤謬訂正等による減	
	小計	249			
合計		2,074			

(3) 資産評価差額の明細

(単位：百万円)

区分	評価差額の戻入	本年度発生額	本年度増減額	評価差額の発生原因
有形固定資産				
国有財産（公共用財産を除く）	-	38,586	38,586	
行政財産	-	37,911	37,911	
土地	-	37,968	37,968	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
立木竹	-	△ 56	△ 56	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
普通財産	-	674	674	
土地	-	674	674	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
無形固定資産				
国有財産	-	△ 0	△ 0	
行政財産	-	△ 0	△ 0	
地上権等	-	△ 0	△ 0	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
出資金				
(市場価格のないもの)	△ 1,165	1,207	41	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
合計	△ 1,165	39,793	38,628	

4 区分別収支計算書の内容に関する明細

(1) 財源の明細

① 主管の収納済歳入額の明細

(単位：百万円)

款	項	相手先	金額
回収金等収入	東日本大震災復興放射性物質汚染対策緊急除染等事業費回収金収入	東京電力ホールディングス株式会社	0
国有財産利用収入	国有財産貸付収入		916
国有財産利用収入	利子収入		1
諸収入	許可及手数料		47,943
諸収入	懲罰及没収金		35,849
諸収入	弁償及返納金		2,666
諸収入	矯正官署作業収入		2,800
諸収入	物品売払収入		1,795
諸収入	雑入		465
合計			92,439

(2) その他歳計外現金・預金の増減の明細

(単位：百万円)

内容	金額
前年度末残高	1,174,005
本年度受入	374,200
本年度払出	224,621
本年度末残高	1,323,584

参考情報

1 法務省の所掌する業務の概要

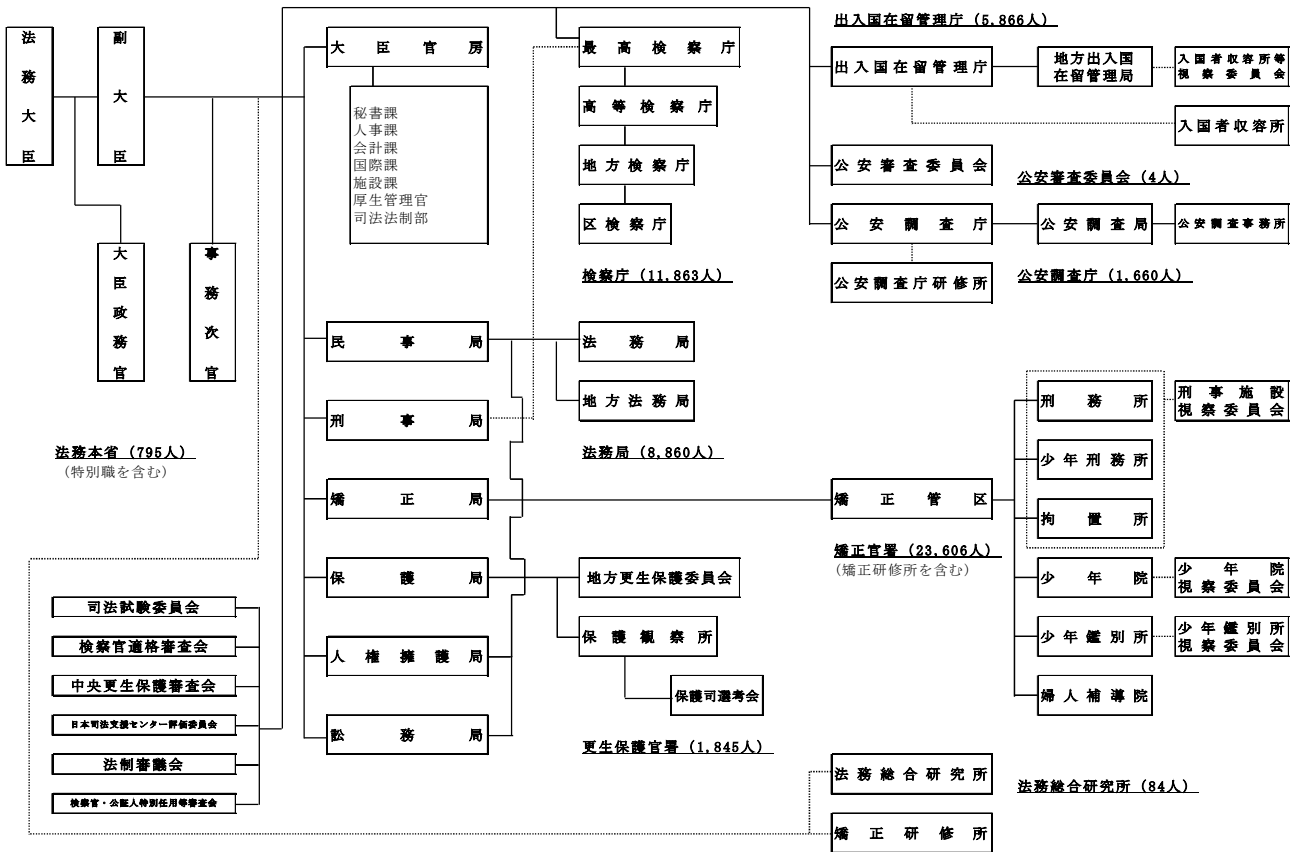
法務省は、日常生活における基本的なルール（基本法制）を定めるとともに、そのルールがきちんと守られるような司法の基本的な仕組みや、検察・矯正・更生保護という、犯罪を犯した人を処罰するとともにその社会復帰を援助するための制度、登記・公証のような権利の実現を助ける制度の運営に携わっている。

また、人権が尊重されるよう努めたり、外国人の出入国が適切に行われるようにすることも、法務省の仕事である。

(参考) 「法務省設置法」第3条

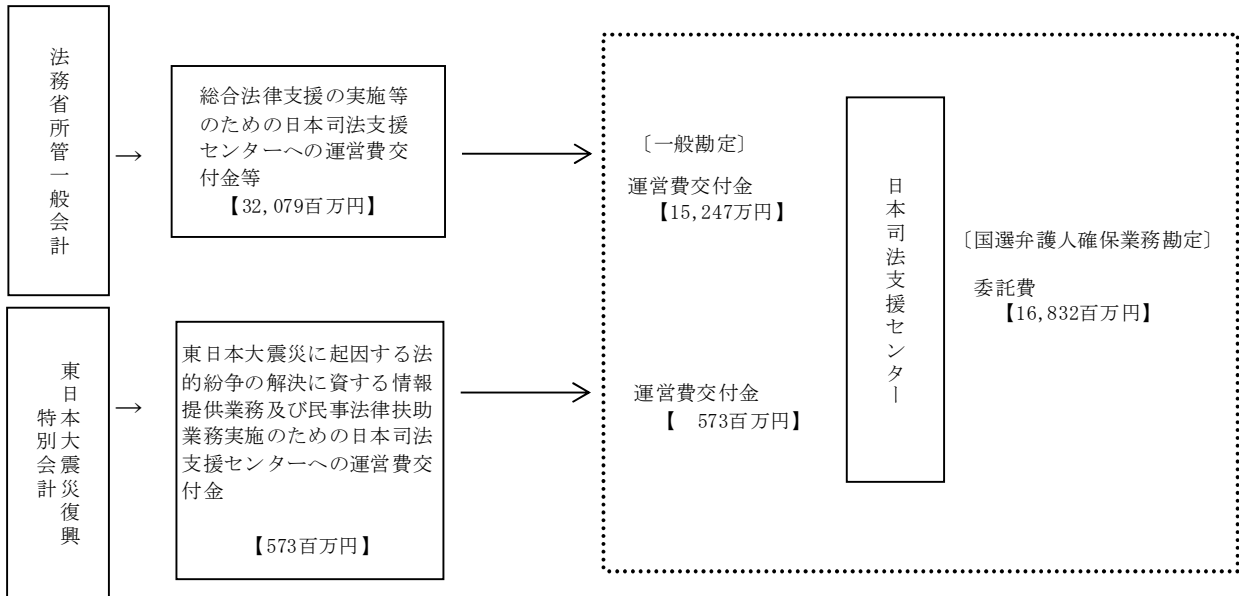
法務省は、基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、国民の権利擁護、国の利害に係る争訟の統一かつ適正な処理並びに出入国及び外国人の在留の公正な管理を図ることを任務とする。

2 法務省の組織及び定員



※ ( ) 内の数字は、令和2年度末における予算定員である。

### 3 法務省における会計・独立行政法人等への間の財政資金の流れ



### 4 令和2年度一般会計の歳入歳出決算の概要

#### 歳入決算

収納済歳入額	<u>92,439</u> 百万円
回収金等収入	0 百万円
国有財産利用収入	917 百万円
諸収入	91,521 百万円

#### 歳出決算

支出済歳出額	<u>821,411</u> 百万円
人件費	501,469 百万円
検察事務処理経費	5,188 百万円
矯正施設収容等経費	44,153 百万円
保護観察等経費	6,651 百万円
登記業務等経費	46,189 百万円
出入国管理等経費	29,447 百万円
破壊的団体等調査業務費	2,472 百万円
施設費	57,327 百万円
その他	128,512 百万円

(注) 百万円未満を切捨て。

## 5 公債関連情報

一般会計の公債の発行・管理は財務省の所掌する業務であるため、公債及び利払費等については財務省に計上されている。しかし、各省庁の業務実施の財源の一部は公債で調達されていることから、各省庁の負担と考えられる公債関連の計数を複数の仮定計算に基づき算定し、公債関連情報として開示している。仮定計算に基づく数字であるため、各省庁の省庁別財務書類に負債計上するものではない。

① 財務省において計上されている会計年度末の公債残高、当該年度に発行した公債残高（借換債を除く）及び当該年度の利払費は以下のとおりである。

・会計年度末の公債残高	<u>9,160,908 億円</u>
・当該年度に発行した公債額	<u>1,085,539 億円</u>
・当該年度の利払費	<u>58,005 億円</u>

② 財務省において計上されている①の計数を公債発行対象経費及び歳出決算額を基礎として各省庁に配分を行った場合、当省に配分される額は以下のとおりである。

・会計年度末の公債残高のうち当省配分額	<u>120,257 億円</u>
・当該年度に発行した公債額のうち当省配分額	<u>7,712 億円</u>
・当該年度の利払費のうち当省配分額	<u>785 億円</u>